市自皇阳章/77海州最高的国際会











ブックマークに登録を!(QRTード)です。 児童クラブ携帯サイト

と き 2014 (平成26) 年6月8日(日)

ところ 鹿屋市「リナシティーかのや」

(鹿屋市大手町 1-1 TEL 0994-35-1001)

日程 10:00~ 受付

10:30~ 開 会 会長あいさつ

10:35~12:00 第8回総会

議長選出あいさつ

来賓あいさつ

第1号議案 2013年度活動の報告

第2号議案 2013年度決算と会計監査報告について 第3号議案 2014年度事業計画と予算(案)について

第4号議案 役員改選 新旧役員あいさつ

その他

閉会あいさつ

【第二部】総会記念講演会

13:30~ 開会あいさつ

13:35~14:50 記念講演 広木 克行さん(神戸大学名誉教授)

15:00~15:30 意見交換 15:30 閉会あいさつ

学童保育の課題と2013年度活動の報告

はじめに

学童保育は、学校よりも長い時間を生活する「毎日の生活の場」であり、安全で安心して生活できるしっかりとした 条件整備が求められる施設です。

2012 年8月の児童福祉法改定によって、学童保育(放課後児童クラブ)の基準を、国は省令(厚生労働省令/4月30日公布)で定めること、また、市町村は国が定めた基準をふまえて市町村の条例の基準を定めることになりました(2015年3月末まで制定)。

私たち学童保育関係者は、長年にわたって学童保育の運営や内容の充実にとりくみながら、国(厚生労働省等)と自治体(都道府県・市区町村等)に学童保育の拡充を求めてきました。その結果、国は1991年に学童保育の必要性を認めて補助金を出すようになり、さらに、1997年には児童福祉法を改正して学童保育を法制化しました。

そして、2012 年8月に制定された「子ども・子育て支援法」と児童福祉法改定によって、学童保育の制度が大きく変わることになりました。そのひとつが、国として学童保育の基準を省令で定め、市町村にも条例で基準を定めることを義務付けたことです。

さまざまな課題を抱えながら、国・県・市町村が学童保育関係者とともに「よりよい学童保育」を求めて、施策充実に努めさらなる発展を遂げることができるよう、県連絡会のとりくみを充実する中で、自治体への働きかけを強め、安心して子どもを産み育てられる地域、子どもが豊に育つ地域づくりをめざすとりくみをさらに進めていきたいと思います。

1, 学童保育をめぐる現状と課題

学童保育は、2013年5月現在、1612市町村に2万1635か所あり、利用児童数は88万8753人となりました(全国連協調査)。一昨年の調査では前年比学童保育所数で444か所増、入所児童数で2万569人増でしたが、2013年度の調査では前年比789か所、4万1786人増と2009年以来鈍化していた入所児童数が伸びてきています。この結果、1998年に児童福祉法に位置づけられて(法制化)以後の15年間で、施設数は2.2倍、入所児童数は2.7倍になっています。新1年生の入所児童数は約31万人で、同学年の子どもの28%が学童保育に入所するようになりました。

しかし、母親が働いている低学年児童は全体の6割以上であり、その数は年々増え続けていることからすると、学童保育が必要なのに入所できない子どもたちがたくさんいること、「潜在的な待機児童」は40万人にのぼることが推測されます。

多数の潜在的な待機児童が生まれる背景には、国の学童保育の制度の不十分さがあります。国が決めた「子ども・子育てビジョン」の目標(2017年度で129万人)を実現するには、市町村の実施責任を明確にし、最低基準を示すなど学童保育の制度の拡充とそれを保障する財政的な予算措置が不可欠です。

現在、2015 年4月からの施行に向けて制度の具体化が検討されていることをふまえて、今後も公的責任において学 童保育が量的にも拡充される制度となるよう、学童保育現場当事者の声が反映された事業計画及び学童保育の 基準づくり (=条例化) を働きかけて行くことが喫緊の課題です。

鹿児島県内では、2013 年度調査で19市・20町・1村で377か所(前年比31増)、入所児童数は1万3476人(前年比1382人増)となっています。共働き家庭の増などを背景に、本県でも児童クラブ(学童保育)の設置数は年々増加していますが、本県における学童保育の現状は、全国調査による設置率平均が102.2%(1校区に複数の学童保育があります。)であるのに対して、鹿児島県の設置率は70.47%で、最下位に属します。

必要とされるところに学童保育ができていない実態にあり、行政による助成や施策の違いもあって地域格差も大きいものがあります。連絡会のとりくみを充実する中で、自治体への働きかけを強め、安心して子どもを産み育てられる地域、子どもが豊に育つ地域づくりをめざすとりくみをさらに進めていくことが求められています。

この一年間、県連絡会としては、県内の自治体における学童保育に関する設置基準(条例・要綱・規則等)の現状と今後のとりくみについてアンケートをお願いするとともに、学童保育現場当事者の声が反映された事業計画及び学童保育の基準づくり(=条例化)に向けて、県内の自治体訪問による要望活動をとりくんできました。

また、児童クラブの指導員の交流研修会を南薩地域、北薩地域、おおすみ地域で、3月には新年度を控えての指導員・学童保育研修会を鹿児島市にて開催してきました。

2. 2013年度活動報告

2013年

5月19日 第8回霧島市児童クラブ連絡会総会(国分福祉センター3F/35名)

23日 2012 年度県連絡会第5回役員会・運営委員会

(鹿児島市「ボランティアセンター」/加来 中村 船隈 川元 有川 小牧 田間 続)

6月1日 おおすみ学童保育の会・鹿屋市学童保育連絡会総会()

4日 鹿県児童クラブ連絡会 2012 年度会計監査(青葉児童クラブ/東 鶴園 田間 続)

9日 第7回鹿児島県児童クラブ連絡協議会総会&総会記念講演会

(霧島市「国分いきいき交流センター」 / 21 クラブ 23 名 講演会 70 名)

15 日 第 6 回きりしま学童こどもまつり(霧島市「牧園アリーナ」/14 クラブ 550 名)

7月5日 県連絡会ニュースNo. 34 発行

8月6日 霧島市「議員と語ろうかい」(霧島市議会/19名)

15日 県連絡会ニュースNo. 35 発行

22日 おおすみ学童保育の会・児童クラブスポーツ交流会(鹿屋市串良町・平和アリーナ/13クラブ500名)

9月7-8日 全国学童連協「9月全国運営委員会」(東京/加来)

18日 2013 年度県連絡会第1回役員会・運営委員会

(鹿児島市「ボランティアセンター」/加来 小牧 有川 木佐貫 東 岩元 田間 続)

10月4日 全国運営委員会 2013年全国学童保育連絡協議会総会 (岡山市/加来)

5-6 日 第48回全国学童保育研究集会(岡山市/4500名)

20日 第38回全国学童保育指導員学校九州会場(福岡・春日市/970名)

31日 2013年度県連絡会第2回役員会・運営委員会

(霧島市「シビックセンター」/加来 小牧 有川 池田 岩元 田間 続)

11月5日 鹿児島県青少年男女共同参画課への申し入れと意見交換会(県庁/加来 有川 木佐貫 続)

15 日 県連ニュース No.36 発行

18日 「子ども・子育て支援法」自治体要請行動(さつま町・出水市・長島町・阿久根市/加来 小牧 続)

19日 々 々

(薩摩川内市・いちき串木野市・日置市・鹿児島市/加来 小牧 続 串木野中央学童クラブ3)

20日 「子ども・子育て支援法」自治体要請行動(南さつま市・南九州市・枕崎市・指宿市/加来 下園 続)

7

(鹿屋市・錦江町・南大隅町・垂水市/中村 川元 有川 野平 藤園)

21 日 「子ども・子育て支援法」自治体要請行動

(伊佐市・湧水町・霧島市・姶良市/加来 田間 池田 続 霧島市連絡会 8)

「子ども・子育て支援法」自治体要請行動

(肝付町・東串良町・大崎町・志布志市・曽於市/船隈 有川 畠中 甲斐崎 原口 藤園 中根)

23日 2013年度ブロック指導員研修会・土佐いく子講演会/南薩地区

(南さつま市「市民会館(第1会議室)」/加来 田間 岩元 続 22名)

24日 2013年度ブロック指導員研修会・土佐いく子講演会/北薩地区

(薩摩川内市「セントピア」/加来 小牧 田間 岩元 46名)

12月1日 鹿屋市学童保育連絡会・発達障がい公開学習会(「鹿屋東地区学習センター」/森史朗講演会80名)

14-15 日 全国学童連協 12 月ブロック別運営委員会(福岡市「博多偕成ビル9階」/加来)

2014年

1月5日 県連ニュース No.37 発行

19日 第39回全国学童保育指導員学校<九州会場>準備会(福岡・春日市/加来 池田 宝満)

22日 2013年度県連絡会第3回役員会・運営委員会(鹿児島市「中央公民館」/加来 有川 岩元 田間 続)

2月1-2日 全国学童連協2月全国運営委員会(東京/加来)

9日 教育総研フォーラム in かごしま「市民に送る夕べ」(鹿児島市/加来 有川 田間 続)

15日 鹿県連絡会 学童関係「子ども・子育て会議」の交流会 (鹿児島市/加来 有川 小牧 中村 田間)

3月9日 県連絡会2013年度(第7回)新年度を控えての指導員&学童保育研修会

(鹿児島市「県教育会館」/ クラブ 105 名)

31 日 県連ニュース No.38 発行

4月5-6日 全国学童連協4月全国運営委員会(東京/加来)

27 日 2013 年度県連絡会第 5 回役員会・運営委員会

(鹿児島市「ボランティアセンター」/加来 中村 小牧 有川 木佐貫 岩元 田間 続)

5月10-11日 全国連絡協 5月全国合宿研究会(岩手県/加来)

18日 第9回霧島市児童クラブ連絡会総会(霧島市「シビックセンター」)

20日 薩摩川内市児童クラブ連絡協議会総会(川内文化ホール)

22日 「明日の学童保育を考えるシンポジウム~これからの学童保育を問う」(東京/加来)

■2013年度各種研修会参加者集約

日程	地区名	参加者	日程		地区名	参加者	
2013年6月9日	霧島	38	2013年11月	23日	南薩	23	
第7回総会記念講演会	鹿屋市・曽於	14	ブロック別指導員研修会	南さつま市			
	南薩	1	講師:土佐いく子 	24日	北薩	40	
	北薩	13		薩摩川内市	霧島市	5	
					伊佐	1	
					WATER DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PROPE		
	計	66			計	69	
日程	地区名	参加者	日程	地区名	参加者		
2014年3月9日	霧島市	39					
第7回新年度を控えて の指導員&学童保育	鹿屋市	15					
の指導員&子里休月研修会	北薩	13			proportion		
基調講演:小牧利明 基礎実践講座 理論講座	日置・いちき串 木野市	6					
生	志布志市	6					
	姶良市	13					
	奄美市	11					
	伊佐市	1					
	南さつま市	1					
	計	105		計	0	総計	240

■鹿屋市学童保育連絡会 2013 年度「発達障がいの学習会(学童期向け)」

13発達障がいの学習会(学童期向け)のご案内

日々、学童保育の推進にご邁進のことと推察申し上げます。

さて、本年も発達障がいについて基礎知識を学んでいただくための学習会を開催します。学童期における発達障がいの特徴やその対処方法について、本年度は4回講座で学び合う場です。なお、最終回は公開講座とし、講師に森司朗先生(鹿屋体育大学教授)をお招きします。

●主 催 鹿屋市学童保育連絡会

●後 援 おおすみ学童保育の会、鹿児島県児童クラブ連絡協議会 (予定) 鹿屋市、肝属地区障がい者総合相談支援センター

●日 程 時間:午前10時~12時

開催日	内 容	講 師 (助言者)
9月11日 (水)	発達障がいとは (LD, AD/HD, 自閉症の理解)	福留さおり先生(福田病院作業療法 士)
10月 9日(水)	障がいの特徴と対処方法、リハビリ テーションの実際	田中美保先生(福田病院医師)
11月 6日(水)	障がいのある子どもの受け入れと生 活づくり(事例報告に基づいて実践 交流)	大村恵子先生(学童保育るうと園長) 江之口博行先生(肝属地区障がい者 総合支援センター相談支援専門員)
12月 1日(日) 公開講座	子どもの発達を知ろう(仮題)	森司朗先生(鹿屋体育大学教授)

●場 所 鹿屋東地区学習センター学習室と集会室(鹿屋市新川町)

●対象者 児童クラブ指導員および学童期の発達障がいに関心のある方

<注>鹿屋市は、4回受講の指導員について、障がい児受け入れのための 研修参加の補助加算要件となります。

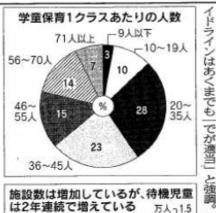
●申 込 9月4日(水)までに下記事務局へファックスまたは郵送でご連絡下さい。 庭屋市学童保育連絡会事務局

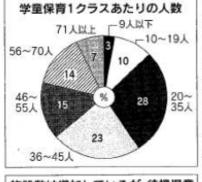
又は 40-0963

3,2013年度役員体制

2013年鹿児	島県児童クラ	ブ連絡協議会役員名簿			
	氏 名	所 属	連絡先	FAX E-mail	ブロック・地域連 協
会 長	加来 宗暁	高陵寺学童クラブ	0995-59-2232	0995-59-2924	始良·伊佐
副会長	中村 雅之	根占学童ひまわりクラブ	0994-24-5656	0994-24-5656	肝属
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	099-477-0568	099-447-0518	曽於
	花木 広昭	障害児学童「ひまわり」			障害児保育 鹿県連
	折橋 嘻典	しもづる児童クラブ	0996-82-0030	0996-82-0130	北薩
事務局長	続 博治	宮内児童クラブ	0995-43-8135	0995-73-5522	始良·伊佐
事務局次長	有川 文人	寿学童育成クラブ	0994-40-0963	0994-40-0961	肝属
運営委員	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	0994-42-2919	0994-43-9355	肝属
	船隈 洋見	こばと児童クラブ	0994-42-4480	0994-42-4440	肝属
	藤園 智信	花岡児童育成クラブ	0994-46-3764	0994-46-2355	鹿屋
	野平 稔泰	わかば児童クラブ	0994-44-5234		鹿屋
					北薩
	小牧 利明	黒木わいわいクラブ	0996-55-1960	0996-55-1960	北薩
	花木 正斉	大口市障害児学童クラブス テップ	0995-22-5308	0995-22-2625	姶良∙伊佐
	新宮 邦久	なんこう放課後児童クラブ	099-476-0025		曽於
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	099-477-0568	099-447-0518	曽於
	木佐貫さつき	内山田フレンドクラブ	0993-52-3634	0993-52-3281	南薩摩
会 計	田間美沙緒	青葉児童クラブ	0995-45-7800	0995-45-7800	姶良∙伊佐
会計監査	東潮	向花小児童クラブ	0995-45-8785	0995-45-8785	姶良∙伊佐
	鶴園 啓太	にしはら学童育成クラブ	0994-45-5215		鹿屋
	池田まゆみ	上小川児童クラブ	0995-50-3840	0995-50-3840	姶良
	川添 房子	花岡児童育成クラブ	0994-46-3764	0994-46-2355	肝属
月刊『学童ほ	木佐貫里美	寿学童育成クラブ	0994-40-0963	0994-40-0961	鹿屋
いく』誌担当	小牧恵美子	黒木わいわいクラブ	0996-55-1960	0996-55-1960	北薩
	木佐貫さつき	内山田フレンドクラブ	0993-52-3634	0993-52-3281	南薩
	岩元 順子	向花小児童クラブ	0995-45-8785	0995-45-8785	姶良

海军 亲斤 周羽 奖至





施設数は増加しているが、待機児童 は2年連続で増えている 万人₇1.5 待機児輩 1.0 万力所 2.5_厂 0.5 2.0 1.5 1.0

原則 数は今年5月1日時点で

E がある保育所と違い、ガ 最大70人まで」とした。 40人程度までが望ましく イドラインはあくまでも

ラスの規模を「おおむね たガイドラインで、1ク としてまとめ、 質の向上を目指し、1クラスの定員を40人までとすることや職員を原則2 かる学童保育(放課後児童クラブ)の連営基準に関する報告書をまとめた。 厚労省は07年にまとめ 人以上配置することなどを盛り込んだ。厚労省は今年度中に新基準を省令 厚生労働省の専門委員会は11日、共働き家庭などの小学生を放課後に預 2015年4月から運用する方針 |目安のため、地域によっ|として、年間の開所日数 つきがあった。 て人数や開所時間にばら

ひとりの児童と信頼関係 報告書は、職員が一人 |は250日以上で、開所 | 立支援や家庭との連携な | 討を進め、具体的なガイ 受け皿拡

を築くには「児童の集団 の規模はおおむね40人ま

学童保育の受け入れ施設

1クラス 運営基準で報告書 上、休日は8時間以上と 時間は平日が3時間以 厚労省専門委

格者の配置で対応できる

を持つ人とし、子供の自 は保育士や教員免許など 則2人の職員のうち1人 各クラスに配置する原 体制――などについて検 害を持つ子供の受け入れ ルギー対策の留意点▽瞳 全管理▽おやつなどアレ けの研修科目や内容▽安 ようにする。 厚労省は今後、職員向

した。

厚生労働省によると、 2万1482カ所。1年 え過去最多となったが、 前と比べて397カ所増 希望しても利用できない **(課題** |用登録者数は約8万人に とどまる。運営する自治 などが要因だ。 体の財政負担が重いこと

待機児童減らず

掲げた。しかし現在の利一ある」と指摘している。 ジョン」で、14年度まで めた「子ども・子育てビ やすかも課題だ。 でなく、受け皿をどう増 る。施設の質の向上だけ 11万人に増やす目標を 人増えて8689人に上 に学童保育の利用者を1 国は2010年にまと 待機児童」も1168 る。真田祐事務局次長は 40万人を超えると推測す どの理由で入所できない 地域に学童保育がないな 会(東京・文京)は居住 数を早急に増やす必要が どの工夫を凝らし、施設 「既存施設を改築するな 潜在的な待機児童」は 全国学童保育連絡協議

どに関する専門の研修を の人材確保が難しくなっ 義務付ける。ただ、職員 ば、保育士ら1人の有資 小規模なクラスについて ているため、20人未満の 一定の条件を満たせ

ドラインを作成する方針

を整備する「待機児童解消 で40万人分の保育の受け皿 2017年度までの5年間 育所の待機児童解消のため

放課後児童クラブ(学童保育)

日

安倍内閣は昨年4月、保

MAINICHI 5月20日 (火) 2014年(平成26年) 発行所:東京都千代田区一ツ橋1-1-1 〒100-8051 電話(03)3212-0321 毎日新聞東京本社

政府方針 夕州

の一環で、6月に見直す成長戦略に盛り込む。女性の子育てを支援し、就労を後 軸に調整する。安倍政権の成長戦略の柱である「女性の活躍」を具体化する政策 押ししたい考えだが、予算確保が課題になりそうだ。 童保育)の定員枠を約30万人分拡充する方針を固めた。整備の目標期間は5年を 政府は、共働き家庭などの小学生を放課後に預かる「放課後児童クラブ」(学 (佐藤慶 5年程度でサービスの供給

似事業に文部科学省の「放課後子ども教室」がある。これ社法改正で法制度化されたのは97年になってからた。類 保護者の取り組みなどで各地で独自に広がった。児童福 れたが、学童保育は法的位置付けがないまま、自治体や 7年に児童福祉法に基づき各市町村に実施が義務付けら て放課後や夏休み期間などを過ごす場。 保育所は194 は学校の空き教室などを市町村が無料開放するもの。 にいない小学生が、遊んだり、おやつを食べたりし 共働きや一人親の家庭など、昼間に保護者が家 生の「放課後対策」を子育て 加速化プラン」をまとめ た。政府はこれに続き、小学 「放課後子ども総合プラン」 支援の第2弾と位置付け、 り、登録児童数は88万92 として盛り込む方針だ。 なくなる「小1の壁」の解 女性が仕事を辞めざるを得 05人。共働き家庭の増加 国で2万1482カ所あ 消も課題となってきた。 後の預け先が見つからず、 校に入学した子どもの放課 組んでいるが、一方で、小学 育所の待機児童対策に取り ・6倍に増えた。 政府は保 とともに15年前に比べて2 童保育は13年5月現在、 厚生労働省によると、 · 全

> 用できていない児童数を 間の問題などで潜在的に利 「30万人程度」と見ており、 政府は、定員枠や利用時

年後目標

一育を利用できなかった「待 中だが、受け入れ態勢が追 者数が毎年過去最高を更新 省によると昨年度、学童保 いついていない。厚生労働 生が通う学童保育は、利用 実現へ課題山積 現在、主に小学1~3年

市部では開所時間を延ばす うに少子化で余裕が生じた 盛り込むことにしている。 など運用基準の改定などを 学校スペースの活用や、都 財源確保難しく

化していないため、実態把 育が一つもない自治体も1 態との試算もある。学童保 的には40万人以上が待機状 握が十分とは言えず、潜在 47にも上る。

中心で運営しているところ 運営の学童保育も増えてい 基盤の脆弱さが指摘され も少なくなく、財政や運営 なNPO法人や、保護者が く、内容も充実させた企業 ている。一方、開所時間が長 4割が自治体だが、小規模 学童保育の運営主体は約

ランには、「空き教室」のよ 不足の解消を図る。総合プ だ申し込みを市町村で一本 機児運」は806885人。た

2、3万円に対し、 程度はかかる。 現行の国のガイドライン 55円

の待遇改善などにあてる計 70人。しかし全国学童保育 子育で支援新制度は約40 ない。国が15年度に始める 割は年収150万円に満た きないためだ。指導員の7 める。場所や人員を確保で 〇億円を学童保育の指導員 用者が全体の4分の1を占 70人を超す大規模保育の利 連絡協議会の調べによると では、適正規模は最大でも

自然をこの手に 穂の ミロ塩(オ・ストラリア摩)と にがりで国内製造

立たず、270億円程度ま で縮小された。30万人の量 画だったが、財源のめどが 拡大も実現性が問われる。

や保護者運営の月数千~ るが、利用料は高額で公立

2013年度決算と会計監査報告について

収入の部				2013年4月1日~2014年3月31日
科目	2013年度予算	2013年度実行額	差引額	摘 要
前期繰越金	35, 020	35, 020	0	2012年度繰越金
会 費	635, 000	504, 000	△ 131,000	1万円×46クラブ 5千円×8クラブ 2千円×2クラブ
参加費	200, 000	148, 400	△ 51,600	6/9総会・記念講演会(霧島市) 11/23~24ブロック別指導員研(南薩・ 北薩) 3/9指導員研修会(鹿児島市)
雑収入	179, 980	123, 825	△ 56, 155	月刊学童ほいく還元金、利息ほか
書籍売り上げ		99, 180		研修会講師書籍・全国連協書籍売り上 げ
寄付金	1,000	16, 500	15, 500	
合 計	1, 051, 000	926, 925	△ 124, 075	
支出の部 科 目	2013年度予算	2013年度実行額	差引額	摘要
全国連協会費	30,000	30,000	0	全国連加盟負担金 2013年度会費
事務消耗・需用 費	25, 000	26, 815	△ 1,815	事務用品費(封筒・用紙) 消耗品費
	30, 000	85, 840	△ 55,840	書籍代(講師講演時書籍代、全国連ほか)
会議費	80,000	47, 801	32, 199	会場費(総会・シンポジウム、ブロック別指導 員研修会)、茶菓子代ほか
旅費	70, 000	121,720	△ 51,720	県連役員会・運営委員会旅費
通信・印刷費	200,000	244, 919	△ 44,919	クロネコメール・切手・ハガキ・振込 手数料、携帯HP維持経費、総会・研修 会資料・ニュース作成印刷等
活動・研修費	300,000	187, 960	112, 040	シンポジウム・指導員研修会講師旅 費、事務文書作成費
事務局費	300,000	145, 000	155, 000	13年事務局活動費
予備費	16, 000	0	16, 000	
合 計	1, 051, 000	890, 055	160, 945	
前期繰越金	収入合計	経費合計	差引次期繰越金	
35, 020	891, 905	890, 055	36, 870	通帳残高36,350 現金520

2, 会計監査報告 別紙

2014年度事業計画と予算(梁)について

はじめに

今日、子どもの貧困が広がる中で、学童保育においては、「うちは、塾や習い事には行けなかったけど、学童が楽しかった。母ちゃんがよく連絡帳を見ながら学童の話をしていたのが嬉しく、忘れられない。母ちゃんは誰も知らないところで、『あの連絡帳が支えだった』ってよく言っていた」という声にもあらわれているように、家庭の支えとなる実践がいっそう必要とされています。

これまで学童保育の実践と運動が作りあげてきた次のような貴重な財産をさらに発展させていくことが、今後のとりくみでもますます必要になっていきます。

- ○私たち自身が学童保育の現場で豊かな実践と運営の経験を積み重ねながら、私たちが求める学童保育と、その必要性を社会的に合意してきた。国や自治体の動向をていねいにつかみながら、ねばり強く要求と運動をつくってきたこと。
- ○運動の推進力の基本として、保護者同士、保護者と指導員の共同の組織である保護者会や連絡協議会をつくってきたこと。保護者会で保護者と指導員が協力・共同しながら「私たちの求める学童保育とは」を絶えず確かめてきたこと。 保護者会と連絡協議会を活性化し、足元から具体的でていねいな運動を展開してきたこと。
- ○つくり運動・改善運動・内容充実の運動を強力に推進し、自治体の施策の確立と国の制度確立の運動を統一させながらねばり強く運動してきたこと。

以上のような全国連協との連携による県連絡会の運動と実践の成果を土台に、さらに大きく着実な一歩を踏み出していく年にしていきましょう。

今年度は、「子ども・子育て関連3法」にもとづく「子ども・子育て支援新制度」の2015年本格実地を目標に施策の検討が進められていきます。学童保育についても、2014年度前半に条例化というスケジュールを念頭に、国の責任の究明とともに、市町村の条例制定についての働きかけや「私たちが求める設置・運営基準(改訂版)」への理解と充実を求める運動を進めることが必要となっています。

1. 鹿児島県児童クラブ連絡協議会の2014年度 活動の柱と重点課題について(案)

- (1) 学童保育の量的・質的な拡充を求めます。
- ①学童保育を児童福祉法第7条の児童福祉施設として位置づけ、市町村の実施責任を明確にし、必須事業として位置づけるよう、厚生労働省に強く働きかけます。
- ②「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」で世論と社会的な合意作りにとりくみます。「学童保育の保育指針(案)」の改定を進めます。
- ③適正規模の学童保育を、小学校区に必要な数だけ設置するとりくみを強めます。

(2)「子ども・子育て支援新制度」導入にあたり条例制定、事業計画策定において学童保育のあるべき姿の実現を働き かけます。

- ①自治体の実施責任を明確にするため、少なくとも委託として実施できるように働きかけます。
- ②学童保育の最低基準を明確にするよう、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を以って働きかけます。
- ③財政措置を明確にし、学童保育施策に確実に予算がまわるよう働きかけます。
- ④市町村の条例化日程等に対応し、資料の収集と情報提供をすすめ、学習活動を強化します。
- ⑤「市区町村事業」が強調されるなか、都道府県の責任があいまいにならないよう、国交付要綱に基づく都道府県負担 分の予算確保をはじめ、広域自治体として当該地域全体の底上げにつながる施策の実施を働きかけます。

(3) 学童保育の役割と指導員の仕事を明確にし、労働条件の抜本的改善を求めます。

- ①学童保育の役割と指導員の仕事を明確にします。
- ②専任・常勤指導員の常時複数配置や公的な研修制度の創設・拡充を求めます。
- ③指導員の労働条件改善にとりくみます。
- ④指導員の学習・研修を充実し、実践を交流するとりくみを強めます。
- ⑤学童保育と「全児童対策事業」や「放課後子ども教室」との「一体化」に反対します。

(4) 連絡協議会の組織強化と保護者会活動の活性化にとりくみます

- ①市町村連絡協議会の実情を把握し県連絡協議会の交流を深め、組織強化にとりくみます。
- ②保護者会に現れる保護者のさまざまな現象を把握し、研究を深め、保護者会運営に役立てる活動の強化にとりくみます。

(5)『日本の学童ほいく』の普及拡大を進めます。

- ①保護者・指導員の「全員購読」を目標に一人ひとりへの購読を働きかけます。
- ②『日本の学童ほいく誌』を活用した学習会や定例会議での読み合わせなど企画していきます。
- ③鹿児島県の目標冊数を、400冊とします。

2、具体的なとりくみ

(1) 地域連協等・児童(学童保育) クラブ・保護者会のとりくみ

単位の児童クラブのとりくみを援助し、自治体施策の前進と地域全体の運動の発展をはかっていくうえで、地域連協の果たす役割は極めて重要です。複数の児童クラブがある自治体ごと連絡協議会をつくり、市町村の実施責任を明確にする「設置・運営基準」づくりを進めていきます。また、地域での自主的研修や運動のとりくみが前進することをめざします。

働きながらの子育てと学童保育の発展のために、保護者かは欠かすことのできない組織として重視し、保護者会が抱えている課題や悩みの相談活動をとりくみます。

■地域連協等・児童クラブ・保護者会の具体的な課題

- ① 常勤・複数・専任の指導員配置ができ、働き続けられるための人件費の予算化
- ② 経済的困難を抱えた家庭などへの保育料の減免制度の予算化
- ③ 施設整備等に関する費用の予算化
- ④ 障碍児受け入れ補助の拡充
- ⑤ 小規模児童クラブへの補助の拡充
- ⑥ 指導員研修費補助の拡充

(2) 県連絡協議会のとりくみ

①指導員にかかわる課題の実現のために、保護者会や連絡協議会のない地域の指導員も含め、指導員の職場や仕事、願い や悩み、指導員組織の実態をつかみながら、日常的に指導員の力となれる指導員会などの組織の育成、強化にとりくみ ます

ブロック研修会を地域連絡協議会づくり(南薩地区)と連携したとりくみとして進めていきます。

また、既存の地域連絡協議会であるおおすみ地区、霧島市地区及び、北薩地区での研修会とも協同したとりくみを進めます。

②指導員の仕事への理解を広め、勤務体制・労働条件・身分保障の確立、公的資格制度の創設をめざす運動をとりく んでいきます。

(3) 学童保育推進のための推進議員連盟について

他都道府県においては、「学童保育推進のための推進議員連盟」が作られてきています。超党派による本県の議員連盟 結成に向けて、県議会や市町村議会の議員との研修会や連携のための「場」づくりを進めていきます。

(4) さらに「あってよかった県連絡会」をめざして

8年目を迎えた県連絡会として、地域の実態を把握する調査を行うとともに、それぞれの地域や児童クラブの現状を踏まえた学童保育の充実を図ります。

- ①情報宣伝活動—**子育て"ひろばづくり"ネットワーク**—児童クラブ「子育てネット」のHPと携帯サイト充実、メール会員登録によるメーリングリストの構築、IT化の促進、県連絡会ニュースの発行
- ②地域連協等・児童クラブの相談活動
- ③『日本の学童ほいく』誌の活用と購読の拡大

ブロック研修会において、『日本の学童ほいく』誌を活用したとりくみにより購読数の拡大をすすめます。研修会では、『学童ほいく』誌からテーマを地域連協ごとに設定していきます。

(5) 県連絡協議会としての活動に必要な財源を確保するために

- ①加盟児童クラブ数を増やし、会費収入増をはかります。
- ②『日本の学童ほいく』誌の普及拡大を行い、雑誌還元金の増額をはかります。
- ③『テキスト・指導員の仕事』等の全国連協発行の図書を販売します。
- ④有益な研修会・学習会等を開催し、参加者を増やして参加費増をはかります。
- ⑤各種調査研究活動を請負で実施する道を検討します。
- ⑥その他、収入が見込まれる事業活動について検討します。



2014年4月号からの特集テーマはこれです!

*2014年4月号~2015年3月号 『日本の学童ほいく』特集テーマ一覧です。

4月号 学童保育とは一学童保育の役割

5月号 父母会 (保護者会) の役割を確かめる

6月号 子ども・子育て関連三法について

7月号 子どもとケンカ

9月号 学童保育の施設・生活環境

10月号 我が家の子育て

11月号 指導員の専門性と資格について

12月号 子どもの発達と集団の中での関係づくり

1月号 子どもが安心して生活できる人数に

8月号 障害のある子ども (発達障害も含む) 保育 2月号第49回全国学童保育研究集会in岩手

3月号保護者と指導員のかかわり・伝えあい

- すすめるためのキャッチコピーをつくってみませんか。例えば~ -

- ●「毎月、コーヒー1杯の値段で、子育ての知恵がいっぱい!」
- ●「手元にあればいつでも読めるmy『日本の学童ほいく』」
- ●「元気になる言葉(記事)がいっぱい載ってるよ!」
- ●「行き道に読めば元気になれる、帰り道に読めばやさしくなれる」
- 「お金は財布が出すんじゃない。心が出すんだ」
- ●「新しい出会い、人の輪 (和) が広がる『日本の学童ほいく』」



3, 2014年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定(案)

2014(平成26)年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定(案)

月	県連絡会行事予定	霧島市連絡会行事予定	おおすみ学童保育の会 行事予定	薩摩川内市放課後児童 クラブ連絡会行事予定
4月	・4月全国運営委員会(東京/4月5~6日) ・全国運営委員会学習会(東京/4月6日) ・役員会・運営委員会(4月27日)	『ほいく誌』で学ぼう会 (4月17日)学童まつり「子ども会議」 (4月19日)	·役員会	ブブン 足間 五日子 丁 人
5月	・全国連絡会「5月合宿研」・5月全国運営委員会(盛岡市/5月10〜11日)	・会計監査 ・第9回総会(5月18日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(5 月15日) ・学童まつり第3回実行委員 会(5月16日) ・第9回総会(5月18日)・子育 て新制度学習会(5月29日)	・定期総会(5月31日、鹿屋市学 童保育連絡会も同日)と指導員 交流会	・役員会(5月14日) ・連絡会総会(5月20日/川内 文化ホール) ・指導員等研修(県内研修)(5 月31日~6月1日)
6月	・県連絡会第8回総会(6月8日/鹿屋市) ・総会記念講演会(6月8日/鹿屋市)	・『ほいく誌』で学ぼう会(6 月12日) ・こどもまつりリハーサル(6 月20日) ・第7回きりしま学童こども まつり(6月21日)	•役員会	・第1回指導員研修会(6月 / 国際交流センター)
7月		・市連協研修会(7月17日)・子育て新制度設計(条例)に関する学習会(7月)	·第1回指導員活動交流会	
8月			・児童クラブスポーツ交流会 (ドッジボール大会)	
9月	・9月全国運営委員会(東京/9月6~7日) ・役員会・運営委員会(9月14日) ・全国指導員学校九州会場(福岡/9月21日)	・『ほいく誌』で学ぼう会(9 月18日)	・発達障がい学習講座①(鹿屋 市学童保育連絡会主催、おお すみ共催)	・DVD研修(9月〜11月/川内 文化ホール)
10月	・鹿児島県への要望書提出 ・第49回全国学童保育研究集会(10月11〜 12日/岩手県)	・『ほいく誌』で学ぼう会 (10月16日) ・役員会(10月23日)	・発達障がい学習講座② ・役員会	・代表者会(10月) ・普通救命講習会(10月)
11月	・ブロック別「指導員研修会」(南薩/11月 23日 北薩/11月24日)	・『ほいく誌』で学ぼう会 (11月20日) ・霧島市への要望書提出・市 長との懇談会	・発達障がい学習講座③	・ブロック別指導員研修会(11月24日/北薩会場)
12月	・12月全国運営委員会(東京/12月6~7日) ・役員会(12月14日)	・『ほいく誌』で学ぼう会 (12月11日) ・役員会(12月18日)	・発達障がい学習講座④(公開・講演会)・第2回指導員活動交流会	
1月		・『ほいく誌』で学ぼう会(1 月15日)	•役員会	
2月	・2月全国運営員会(東京/2月7~8日)・役員会・運営委員会(2月15日)	・『ほいく誌』で学ぼう会(2 月19日)	•地区学童保育研修会	・第3回指導員研修会(2月 / 国際交流センター)
3月	・新年度を控えて第8回指導員・学童保育 研修会(3月15日/鹿児島市)	・『ほいく誌』で学ぼう会(3 月12日) ・役員会(3月5日)	·第3回指導員活動交流会	・指導員等研修(3月8日/佐賀市) ・代表者会(3月)
	■機関運営について ①運営委員会は、原見 ②三役会は、運営委員 ③意見・要望その他	員会開催前に開催。		

4, 2014年度予算(案)について

ス入の部			2014年4月1日~2015年3月31
科 目	2013年度予算	2014年度予算	摘要
会 費	635, 000	604, 000	1万円×55クラブ 5千円×10クラブ 2千F ×2クラブ
研修会参加費	200, 000	200,000	年3回参加費500円×400人
雑収入	179, 980	175, 130	月刊「学童ほいく」・全国連絡会書籍等取 扱い手数料・物販取り扱い・利息等
繰越金	35, 020	36, 870	2013年度繰越金
寄付金	1,000	1,000	課目設定
合 計	1, 051, 000	1, 017, 000	
と出の部			
科目	2013年度予算	2014年度予算	摘 要
全国連協会費	30,000	30,000	2014度会費として
事務消耗・需用費	25, 000	30,000	事務用品・消耗品費等
	30,000	20,000	書籍購入
会議費	80,000	50, 000	総会・地域連協会・運営委員会・三役会の 場費
旅費	70,000	130, 000	全国・九州ブロック運営委員会参加費など
通信・印刷費	200, 000	250, 000	携帯HP作成・維持管理費、情報紙等の郵送・印刷費
活動・研修費	300,000	200, 000	連絡会研修会(総会記念講演会・地域連協 修会等)、事務文書作成費等
事務局費	300,000	300,000	事務局活動費(1.5万×12月 1万×12月)
予備費	16,000	7,000	
•			

5,加盟状況

No.	児童クラブ	=	住所		TEL
1	寿学童育成クラブ		庭屋市寿5-17-7		0994-41-2568
2	第2寿学童育成クラブ		鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
	にしはら学童育成クラブ		鹿屋市西原1丁目5-16		0994-45-5215
3 4	ことぶき北学童育成クラブ				0994-45-6822
5	西原台学童育成クラブ		底屋巾另3 / 19 鹿屋市今坂町12405-47		0994-44-6577
6	鹿屋学童育成クラブ		鹿屋市大手町11-17		0994-42-2663
7	花岡児童育成クラブ		鹿屋市花岡町4043		0994-46-3764
8	第1こばと児童クラブ		鹿屋市川西町4801		0994-42-4480
9	第2こばと児童クラブ		鹿屋市川西町4801		0994-42-4480
	笠之原児童育成クラブ		鹿屋市笠之原町46-15		0994-42-2919
	和光児童クラブ		鹿屋市横山町1566		0994-48-2931
	わかば児童クラブ		鹿屋市寿4-8-14		0994-44-5234
	上小原児童クラブ		鹿屋市串良町上小原2621-3		0994-63-450
	高山学童クラブ		肝属郡肝付町高山前田3839		0994-65-1308
	根占学童ひまわりクラブ		肝属郡南大隅町根占川北1262		0994-24-5343
	あいぽーと	899-0138	出水市住吉町32-38		0996-79-3976
	しもづる児童クラブ		出水市高尾野町下水流2759-18		0996-82-0820
	平佐西児童クラブ		薩摩川内市平佐町2934-1		0996-22-8250
	青山児童クラブ		薩摩川内市青山町4194		0996-20-0775
	可愛(えの)児童クラブ		薩摩川内市御陵下町4-30		0996-22-845
21	黒木わいわいクラブ		薩摩川内市祁答院町黒木185	会 可以由	0996-55-1960
	亀山児童クラブ		薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-4647
	錦光こすもす少年クラブ		薩摩郡さつま町求名2735-7		0996-57-0882
	東郷児童クラブ		薩摩川内市東郷町斧淵299-6		0996-42-1740
	育英児童クラブ		薩摩川内市中郷1丁目41-12		0996-22-2188
	城上児童クラブ		薩摩川内市城上町4515	tve nds 1 ds	0996-30-1555
	樋脇白ゆり児童クラブ		薩摩川内市樋脇町塔之原3618-1	樋脇小内	0996-37-3166
	国分北児童クラブ		霧島市国分新町1332		0995-47-5600
	青葉児童クラブ		霧島市国分重久2105-1		0995-45-7800
	向花小児童クラブ		霧島市国分向花町16-14-6		0995-45-8785
	ドリームクラブ		霧島市国分清水1-25-45	a I L	0995-46-0789
	児童クラブユニコーン		霧島市国分中央2-4-3	ふれあいの郷2階	0995-47-3525
	国分南児童クラブ		霧島市国分下井2109-1		0995-47-3525
34	上小川児童クラブ		霧島市国分上小川884		0995-50-3840
	ほのぼの児童クラブしげひさのおうち		霧島市国分重久738-1	_181,1	0995-47-1093
	天降川児童クラブ		霧島市国分福島1丁目1-25-1	こどもセンター内	0995-47-1572
	白蓮学童クラブ		霧島市溝辺町竹子866	24 db == 15	0995-59-2362
	高陵寺学童クラブ		霧島市溝辺町有川3381-1	営農研修センター内	0995-59-2321
	牧園にこにこ学童クラブ		霧島市牧園町宿窪田1372-2		0995-76-1364
	小野児童クラブ		霧島市隼人町小田2468-1		0995-43-6645
	中津川児童クラブ		霧島市牧園町持松976		0995-77-2779
	とみくま児童クラブ		霧島市隼人町真孝340		0995-43-8513
	宮内児童クラブ		霧島市隼人町神宮3-4-1		0995-43-8135
	学童保育「のびのび」		霧島市福山町福山4930-2		0995-56-2867
	学習館		姶良市西餅田61-6		0995-66-0816
	障害児学童クラブ ステップ		伊佐市大口鳥巣357-2	健康センター内	0995-22-5308
	山野児童クラブ		伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	0995-22-1166
	羽月児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	0995-22-1166
	ふれあい児童クラブ		伊佐市大口里1842-2	みどり保育園内	0995-22-2611
50	田中児童クラブ	895-2705	伊佐市菱刈重留1526-2	田中保育所内	0995-26-1016
51	なんごう放課後児童クラブ	899-7305	曽於郡大崎町假宿1555-2		099-476-0025
52	おおさき放課後児童クラブ	899-7305	曽於郡大崎町仮宿1862		099-476-0049
53	学童寺子屋クラブ	899-7301	曽於郡大崎町菱田1293-5		099-477-0568
54	ちびっこ学童クラブ	899-8313	曽於郡大崎町野方6095-38		099-478-366
55	末吉中央児童クラブ	899-8605	曽於市末吉町二之方6257	末吉小学校内	0986-76-0340
56	内山田フレンドクラブ	897-0004	南さつま市加世田内山田2397	キッズランド児童館内	0993-52-3634
57	サンユウ児童クラブ	897-0002	南さつま市加世田武田17444-5		0993-78-3090
58	阿多スクールキッズ	899-3511	南さつま市金峰町宮崎4104-6		0993-77-013
59	別府児童クラブ	898-0086	枕崎市別府西町136		
	串木野中央学童クラブ		いちき串木野市下名11477		0996-33-313
	つつじが丘フレンドクラブ		日置市伊集院町麦生田2024-41		099-273-1160
62	NPO法人デフネットかごしま 学 童保育デフキッズ	890-0015	鹿児島市草牟田町5-22	大和通信ビル1F	099-225-0615
		904-0006	奄美市名瀬小浜町14-1	伊津部小内	0997-52-0980
63	あおぞら児童クラブ	094-0000			

鹿児島県児童クラブ連絡協議会規約

「名称」

第一条 この会は、「鹿児島県児童クラブ連絡協議会」という。

「目的」

第二条 児童クラブ(以下、「放課後児童クラブ」、「学童保育所」及び「学童育成クラブ」を総称して、「児童クラブ」 という。)の設置者、指導員及び保護者、関係者(専門家・団体等)との連絡を密にして、鹿児島県内の児童クラブ の啓発普及、発展を積極的にはかり、保育内容の研究、施設の充実、制度化の運動を推進する母体とする。

「事業」

- 第三条 この会の目的を達成するため、会員相互の連絡・交流を密にして次の事業を行なう。
 - 1,児童クラブの運営に関する「通信」を発行し、情報と資料を提供する。
 - 2, 指導員、保護者のための研修・研究会を開く。
 - 3, 行政と連携し、児童クラブづくりの指導と援助を行なう。
 - 4、保護者、指導員、子どもたちとの交流と親睦をはかる。
 - 5, 児童クラブの施設や子どもたちの保育条件の改善、指導員の労働条件の改善に努力する。また、そのための実態調査なども行なう。
 - 6,学者、専門家等の協力も得ながら児童クラブのあるべき姿をたえず探求し、よりよき制度化を推進する。
 - 7, その他、必要な事業を行なう。

「会員」

第四条 会員は次のとおりとする。

- 1,児童クラブ
- 2、学童保育所をつくる会
- 3、この会の目的に賛同する個人

「会 費」

第五条 会費については総会で決定する。会費の額は「別表1」のとおりとする。

「役 員」

第六条 この会の会務を運営するために、次の役員を置く。

- イ. 会 長 1 名 この会を代表し会務を統括する。
- ロ. 副会長 若干名 会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。
- ハ. 事務局長 1 名 この会の事務全般を司る。
- ニ. 運営委員 若干名 各地域連絡協議会(以下、「地域連協」という)を代表し、この会の日常の運営に責任 を持ち、執行部として各地域連協における会務を処理する。
- ホ. 会計 1 名 この会の会計事務にあたる。
- へ. 会計監査 2 名 会務に基づく会計の監査をする。
- ト. 事務局次長 若干名 事務局長を補佐するため、必要に応じて置くことができる。
- 2, この会の事務局は、会長が所属する地域連協に置く。
- 3, この会に事務局職員を置くことができる。
- 第七条 この会の役員の決定は、次のとおりとする。
- (1) 会長・副会長・事務局長・会計監査は、総会で決定する。
- (2) 運営委員会は、「別表2」福祉事務所を単位とする各地域連協から選出された2名を以て充てる。
- (3) 会計・事務局次長・事務局職員は、運営委員会に諮問した者を会長が委嘱する。
- 第八条 この会の役員の任期は、原則として1年とするが、再任は妨げない。なお、補欠による役員の任期は、前任者 の残任期間とする。

「会 合」

第九条 この会は、目的を達成するため、次の会合をもつものとする。

- (1)総 会 総会は年1回を原則とするが、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 運営委員会 会長・副会長・事務局長・運営委員で構成し、定期的に開催する。この会を以て日常運営に責任をもつものとする。
- (3) 三役会議 会長・副会長・事務局長(次長を置いた場合次長も含む)で構成し、運営委員会に付議する案件等の原案づくりをする。
- (4) 研修会 児童クラブに携わる者としての資質を高めるための研鑽に努めたり、会員相互の連絡・協調を図り、 親睦にも努める。

「財務」

- 第十条 この会の財務は、次の収入を以てこれに充てる。
 - イ. 会費
 - 口. 寄付金
 - ハ. その他
- 2, この会の財務年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

「付 則」

- 1, この会の規約の改廃を含めた変更事項は、総会の承認を必要とする。
- 2, この規約は、2007(平成19)年6月3日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。
- 3, この規約は、2010(平成22)年6月13日から一部改正施行します。

【別表1】

児童数	金 額
個人会員	2,000円
児童数19名以下 一施設あたり	5,000円
児童数20名以上 一施設あたり	10,000円

【別表2】

地域連協名	福祉事務所
鹿児島地域連協	鹿児島市・いちき串木野市・日置市
肝付地域連協	鹿屋市・肝付福祉事務所
川薩地域連協	薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所
姶良伊佐地域連協	霧島市・姶良市・伊佐市・姶良福祉事務所
曽於地域連協	志布志市・曽於市・曽於福祉事務所
南薩摩地域連協	南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺指宿福祉事務所
熊毛・大島地域連協	奄美市・大島・徳之島・熊毛福祉事務所

鹿児島県児童クラブ連絡協議会 旅費規程

- 第1条 役職員が機関の決定に基づき、行動、または出張する場合の行動費、旅費は、この規程による。
- 第2条 旅費の種類は、運賃、日当、及び宿泊費とする。
 - 2. 県外出張の旅費、日当は予算執行の実情を考慮し、運営委員会で決定する。
- 第3条 日当、及び旅費は、次の通りとする。
 - ① 日 当 県内1,500円

県外2,000円

- ② 宿泊費 県内8,000円(実費)以内 県外9,000円(実費)以内
- ③ 旅費 20円/km
- 2. 県外行動費は、1日3,000円とする。
- 第4条 役職員以外の者で、運営委員会の議を経て会長が必要と認めたものについては、原則としてこの規程による旅費を支払う。
- 第5条 役職員及び会員が、鹿児島県児童クラブ連絡協議会の主催する運営委員会、研修会等に出席する場合の旅費は、 次の通りとする。総会に出席する場合の旅費は、各会員の所属する児童クラブにおいて支払う。
 - ① 旅費 実費
- ② 日 当 1,500円
- 第6条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、三役会議で決定する。
- 第7条 この規程の改廃は、総会、運営委員会で議決する。
- 第8条 この規程は、2007(平成19)年11月23日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。

桜 寅 攽 選

		2013(平成25)年度				2014(平成	え26)年度	
	氏 名	所属	地域連協	氏	名	所	属	地域連協
会 長	加来 宗曉	高陵寺学童クラブ	姶良・伊佐					
副会長	中村 雅之	根占学童ひまわりクラブ	肝属					
	甲斐崎	学童寺子屋クラブ	曽於					
	花木 広昭	障害児学童「ひまわり」						
	折橋 嘻典	しもづる児童クラブ	北薩				4	
事務局長	続 博治	宮内児童クラブ	姶良・伊佐					
事務局次長	有川 文人	寿学童育成クラブ	肝属					
運営委員	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	肝属					
	船隈 洋見	こばと児童クラブ	肝属					
	藤園 智信	花岡児童育成クラブ	鹿屋					
	野平 稔泰	わかば児童クラブ	鹿屋					
			北薩					
	小牧 利明	黒木わいわいクラブ	北薩					
	花木 正角	ノヘアツノ	姶良・伊佐					
	新宮 邦久	なんこう放課後児童クラブ	曽於					
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	曽於					
	木佐貫さつ	き内山田フレンドクラブ	南薩摩					
			南薩摩					
			熊毛・大島					
			熊毛・大島					
会 計	田間美沙絲	青葉児童クラブ	姶良・伊佐					
会計監査	東	向花小児童クラブ	姶良・伊佐					
	鶴園 啓太	にしはら学童育成クラブ	鹿屋					
	池田まゆみ	上小川児童クラブ	姶良					
	川添 房子	・ 花岡児童育成クラブ	肝属					
月刊『学童ほ	木佐貫里美	寿学童育成クラブ	鹿屋				0000	
いく』誌担当	小牧恵美子	- 黒木わいわいクラブ	北薩					
	木佐貫さつ	ち 内山田フレンドクラブ	南薩					
	岩元 順子	・ 向花小児童クラブ	姶良					

【資料-1】

	入所児童数	2014年度 (250日開設=基準日数)	前年比	290日の場合 (この日数が最多)	
	10人~19人	1217,000円	24,000円増	1,777,000円	
	20人~35人	2,137,000円	43,000円増	2,669,000円	
日本半豆八	36人~45人	3,427,000円	67,000円増	3,987,000円	
見童数区分	46人~55人	3,257,000円	64,000円増	3,817,000円	
	56人~70人	3,087,000円	61,000円増	3,647,000円	
	71人以上	2,917,000円	58,000円増	3,477,000円	
———— 開設日数加算	開設日数加算	1日14,000円	同額	40日×14,000円=560,000円	
持例分	開設日数 200~249日	年間平均児童数20人以上	 年額 2,101,000円(前年比 278,000円(前年比 5,000円:		
長時間	平日分	1日6時間を超え、かつ18時 1時間単価273,000円(4,6 間平均時間数		え、かつ18時を超える時間数」の年	
開設加算	長期休暇分	1日8時間を超えて開設する 1時間単価125,000円(2,0		る時間数」の年間平均時間数	
		(1)ボランティア派遣事業(4	 事業)		
市町村分	放課後児童クラブ支援事業		00円(8,000円増)×事業数		
	抜 手未 	(2)障害児受入推進事業		- M	
	1クラブ当たり 年額 1,639,000円(31,000円増)×か所数				
	北部水田安北洋日		L-L-		
	分の1で、助単価を国・	都道府県・指定都市・中核 1か所当たり 870,000円 会議資料をもとに全国学童保育 都道府県・市町村が3分の	9(10,000円減)	市・中核市は3分の2で都道府	
*補助率は3; 県の負担分は	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長 分の1で、助単価を国・ない。	1か所当たり 870,000F 会議資料をもとに全国学童保育 都道府県・市町村が3分の	9(10,000円減)	市・中核市は3分の2で都道府	
*補助率は33県の負担分は ◆小規模学3	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長 分の1で、助単価を国	1か所当たり 870,000F 会議資料をもとに全国学童保育 都道府県・市町村が3分の	9(10,000円減) 育連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都	市・中核市は3分の2で都道府 している年間開設日数や年間平均児童数が国	車補助要係
*補助率は33県の負担分は ◆小規模学3	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長 分の1で、助単価を国・ない。	1か所当たり 870,000円 会議資料をもとに全国学童保育 都道府県・市町村が3分の 対税	9(10,000円減) 育連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後児 令」附則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からのE		関する省 象とする当
*補助率は3: 県の負担分は ◆小規模学重 特別交付税	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長 分の1で、助単価を国 ない。 童にかかる特別交付	1か所当たり 870,000円会議資料をもとに全国学童保育・都道府県・市町村が3分の対税	(10,000円減) 育連絡協議会が作成) 1ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後児 令」附則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からのE 童保育があれば交付されます	している年間開設日数や年間平均児童数が国 童クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税に より、特別交付税の算定対象となっています。 3請するものではなく、総務省が調査を行い、対	関する省 象とする当
*補助率は3: 県の負担分は ◆小規模学動 特別交付税 国の学童保育 ◆放課後児童	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長のの1で、助単価を国立ない。 をはい。 重にかかる特別交付 算定金額 5万5000 育施設整備費(201	1か所当たり 870,000円会議資料をもとに全国学童保育・都道府県・市町村が3分の対税 中 × 児童数 4年度)	日(10,000円減) 育連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後反令」所則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からの5 童保育があれば交付されますす。 前年度比 1億1400万増	している年間開設日数や年間平均児童数が国 童クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税に より、特別交付税の算定対象となっています。 3請するものではなく、総務省が調査を行い、対	関する省
*補助率は3: 県の負担分は ◆小規模学動 特別交付税 国の学童保育	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長 分の1で、助単価を国 ない。 童にかかる特別交付 算定金額 5万5000 育施設整備費(201	1か所当たり 870,000円会議資料をもとに全国学童保育・都道府県・市町村が3分の対税 中 × 児童数 4年度)	日(10,000円減) 育連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後兄 令」附則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からのE 童保育があれば交付されますす。	している年間開設日数や年間平均児童数が国 童クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税に より、特別交付税の算定対象となっています。 3請するものではなく、総務省が調査を行い、対	関する省 象とする当 とになりま 設整備や、 そおよび受
*補助率は3: 県の負担分は ◆小規模学動 特別交付税 国の学童保育 ◆放課後児童	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長のの1で、助単価を国立ない。 をはい。 重にかかる特別交付 算定金額 5万5000 育施設整備費(201	1か所当たり 870,000円 会議資料をもとに全国学童保育 都道府県・市町村が3分の け税 の円×児童数 4年度)	日(10,000円減) 育連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後反令」所則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からの5 童保育があれば交付されますす。 前年度比 1億1400万増	している年間開設日数や年間平均児童数が国産クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税により、特別交付税の算定対象となっています。 申請するものではなく、総務省が調査を行い、対 。学童保育担当課が調べて記入して報告するなが 放課後児童クラブを新たに設置するための創 耐震化等に対応するための改築、大規模改修 枠拡大に繋がる拡張に必要な費用を支援。国	関する省象とする含まとになりませない。
*補助率は3: 県の負担分は ◆小規模学動 特別交付税 国の学童保育 ◆放課後児童	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長分の1で、助単価を国立ない。) 童にかかる特別交付 算定金額 5万5000 育施設整備費(201つラブの整備 ①施設整備費の補助 ②放課後子ども環境。	1か所当たり 870,000円会議資料をもとに全国学童保育 都道府県・市町村が3分の 対税 ウロン 児童数 4年度) 整備等事業 設置促進事業	日(10,000円減) 育連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後促 令」附則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からの5 童保育があれば交付されますす。 前年度比 1億1400万増 補助単価 2,355.6万円	している年間開設日数や年間平均児童数が国 童クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税に より、特別交付税の算定対象となっています。 事請するものではなく、総務省が調査を行い、対 。学童保育担当課が調べて記入して報告する、 放課後児童クラブを新たに設置するための創 耐震化等に対応するための改築、大規模改修 枠拡大に繋がる拡張に必要な費用を支援。国 と市町村の負担割合は3分の1です。	関する省 象とする含 とになりす ととになりす と数整備やで受所り で転用する 育施設をを
*補助率は3: 県の負担分は ◆小規模学動 特別交付税 国の学童保育 ◆放課後児童	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長がの1で、助単価を国際ない。) 章にかかる特別交付 算定金額 5万5000 章施設整備費(201クラブの整備 ①施設整備費の補助 ②放課後子ども環境では、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)	1か所当たり 870,000円会議資料をもとに全国学童保育 都道府県・市町村が3分の 対税 ウロン 児童数 4年度) 整備等事業 設置促進事業	四(10,000円減) 南連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後反 合」附則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からの5 童保育があれば交付されますす。 前年度比 1億1400万増 補助単価 2,355.6万円 補助単価 100万円 補助単価 100万円	している年間開設日数や年間平均児童数が国 童クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税に より、特別交付税の算定対象となっています。 書請するものではなく、総務省が調査を行い、対 。学童保育担当課が調べて記入して報告すると が課後児童クラブを新たに設置するための創 耐震化等に対応するための改築、大規模改修 枠拡大に繋がる拡張に必要な費用を支援。国 と市町村の負担割合は3分の1です。 余裕教室などの既存の施設を学童保育施設に 場合の補助金です。 児童館等の既存施設において新たに学童保 施する場合に、冷暖房設備や冷蔵庫等を購力	関する省 金と ないます ない かっことにないます かっことにないます かっことにないます かっこと かっこと かっこと がっこれ かっこれ かっこれ かっこれ かっこれ かっこん かっこん かっこん かっこん かっこん かっこん かっこん かっこん
*補助率は3: 県の負担分は ◆小規模学動 特別交付税 国の学童保育 ◆放課後児童	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長がの1で、助単価を国際ない。) 章にかかる特別交付 算定金額 5万5000 章施設整備費(201クラブの整備 ①施設整備費の補助 ②放課後子ども環境では、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)放課後児童クラブ は、)	1か所当たり 870,000円会議資料をもとに全国学童保育・都道府県・市町村が3分の計税 の円×児童数 4年度) 整備等事業 設置促進事業 環境改善事業 障害児受け入れ促進事業	日(10,000円減) (清連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後児 令」附則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からのF 童保育があれば交付されますす。 前年度比 1億1400万増 補助単価 2,355.6万円 補助単価 700万円	している年間開設日数や年間平均児童数が国 童クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税に より、特別交付税の算定対象となっています。 ョ請するものではなく、総務省が調査を行い、対 。学童保育担当課が調べて記入して報告するな が課後児童クラブを新たに設置するための創 耐震化等に対応するための改築、大規模改修 枠拡大に繋がる拡張に必要な費用を支援。医 と市町村の負担割合は3分の1です。 余裕教室などの既存の施設を学童保育施設に 場合の補助金です。 児童館等の既存施設において新たに学童保 施する場合に、冷暖房設備や冷蔵庫等を購力 設備整備費です。 障害児の受け入れのために既存の学童保育が	関する省合省 名名 名 名
*補助率は3: 県の負担分は ◆小規模学 特別交付税 国の学童児 取内 取内	等資質向上事業費 (全国厚生労働部局長分の1で、助単価を国にない。) 童にかかる特別交付 算定金額 5万5000 育施設整備費(201 クラブの整備 ①施設整備費の補助 ②放課後子ども環境。 i)放課後児童クラブ。 ii)放課後児童クラブ。 iii)放課後児童クラブ。 iii)放課後児童クラブ。	1か所当たり 870,000円会議資料をもとに全国学童保育・都道府県・市町村が3分の計税 の円×児童数 4年度) 整備等事業 設置促進事業 環境改善事業 障害児受け入れ促進事業	四(10,000円減) 南連絡協議会が作成) 1 ずつ負担。ただし、政令都 市町村が単独事業として実施 を満たさない小規模放課後反 合」附則第5号第6項の規定に この交付税は、市町村からの5 童保育があれば交付されますす。 前年度比 1億1400万増 補助単価 2,355.6万円 補助単価 100万円 補助単価 100万円	している年間開設日数や年間平均児童数が国産クラブ(小規模学童保育)は、「特別交付税により、特別交付税の算定対象となっています。申請するものではなく、総務省が調査を行い、対。学童保育担当課が調べて記入して報告する、一時では対応するための改築、大規模改修枠拡大に繋がる拡張に必要な費用を支援。医と市町村の負担割合は3分の1です。 宗裕教室などの既存の施設を学童保育施設に場合の補助金です。 児童館等の既存施設において新たに学童保施する場合に、冷暖房設備や冷蔵庫等を購入設備整備費です。 障害児の受け入れのために既存の学童保育が室などに限らない。を改修する場合の補助金です。 これまで安心こども基金管理運営要領の「放設」で表記置促進事業」により実施していた倉庫設備です。	関する省名省の名は、 象とする名は、 のでは、 の

【資料-2】 霧島市児童クラブ運営費助成金

2013年度	◇基本額	64万円		
	◇人数加算金		加算金	
		5人以上~10人未満	36,000	(基準単価×12月×5人)
		10人以上~20人未満	72,000	(基準単価×12月×10人)
		20人以上~36人未満	144,000	(基準単価×12月×20人)
		36人以上~71人未満	259,000	(基準単価×12月×36人)
		71人以上	511,000	(基準単価×12月×71人)

(施設整備児童クラブは、4割支給。国庫助成対象外児童クラブは、7割支給)

(1) 障碍児受け入れ児童クラブ研修会助成金 2万円

(2) 新規児童クラブ初期経費助成(備品等) 半額助成(上限額 10 万円)

(3) 新設児童クラブ3ヵ月据え置き助成の解除

【資料-3】 鹿児島県学童保育の設置推移(全国平均との比較) (全国学童保育連絡協議会調査、2013年5月)

			鹿児島県				全国計(全国学童保育	連絡会調べ)	
	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入 所児童数	学童保育のあ る自治体数	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入 所児童数	学童保育のあ る自治体数
1999年	126	609	20.7%	2,585	40	10,231	24,295	42.1%		1,579
2000年	143	609	23.5%		45	10,976	24,188	45.4%		1,740
2002年	196	610	32.1%	4,799	55	12,825	23,964	53.5%		2,147
2003年	214	610	35.1%	5,403	62	13,797	23,808	58.0%	538,100	2,310
2004年	247	610	40.5%		72	14,678	23,633	62.1%		2,428
2006年	258	609	42.4%	8,777	40	15,858	23,123	68.6%	683,476	1,617
2007年	273	606	45.0%	9,866	38	16,652	22,878	72.8%	744,545	1,619
2008年	290	604	48.0%	10,216	36	17,495	22,693	77.1%	786,883	1,624
2009年	291	580	50.2%	10,386	38	18,475	22,476	82.2%	801,390	1,621
2010年	315	574	54.9%	10,847	37	19,744	22,258	88.7%	804,309	1,593
2011年	345	571	60.4%	11,875	38	20,204	22,000	91.8%	819,622	1,564
2012年	346	560	61.8%	12,094	39	20,843	21,431	97.3%	846,919	1,598
2013年	377	535	70.5%	13,476	40	21,635	21,166	102.2%	888,753	1,612
	一 註1) 学童(

【資料-4】 全国比較-運営形態・開設場所

開設場所	開設場所	全国調査	割合	備考	鹿児島県	割合	備考
学校施設内	学校施設内	11,434	52.8%	余裕教室活用(5.585) 学校敷地内の独立専用施設(4.863) 校舎内の学童保育専用室(474) その他の学校施設を利用(512)	102		余裕教室活用(52) 学校敷地内の独立専用施設(48) 校舎内の学童保育専用室(0) その他の学校施設を利用(2)
児童館内	児童館内	2,718	12.6%	児童館・児童センター内の専用室	1.1	2.9%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	学童保育専用施設	1,730	8.0%	学校外にある独立専用施設	49	13.0%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	その他の公的施設	1.875	8.7%	公民館内(500) 公立保育園内(125) ・幼稚園内(169) その他の公的な施設内 (1.081)	30	8.0%	公民館内(8) 公立保育園内(3) ・幼稚園内(1) その他の公的な施設内(18)
法人等の施設	法人等の施設	1,409	6.5%	私立保育園や社会福祉法人の施設内	126	33.4%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	民家・アパート	1,381	6.4%	父母会が借りたアパート・借家など	18	4.8%	父母会が借りたアパート・借家など
その他	その他	1,088	5.0%	自治会集会所・寺社など	41	10.9%	自治会集会所・寺社など
合 計	合 計	21,635	100.0%		377	100.0%	
							(鹿児島県実施状況、2013年調査)
学童保育の運営主体	【運営主体】						
学量保育の運営主体 運営主体	[連営主体] 運江主体	全国調査	割合	備考	鹿児島県	割合	備考
		全国調査		備考 市町村が直営している	鹿児島県		備考 市町村が直営している
運営主体	運江主体		38.8%		120	5.3% 5.0%	5
運営主体 公立公営	運江主体 公立公営	8,400	38.8% 10.1%	市町村が直営している	20	5.3% 5.0%	市町村が直営している 行政からの委託(9か所)、補助(2か所)、代行8
運営主体 公立公営 社会福祉協議会	運江主体 公立公営 社会福祉協議会	8,400 2,183	38.8% 10.1% 18.6%	市町村が直営している 半数は行政からの委託(1146か所)	20	5.3% 5.0% 40.6% 3.4%	市町村が直営している 行政からの委託(9か所)、補助(2か所)、代行8 か所)
運営主体 公立公営 社会福祉協議会 地域運営委員会	運江主体 公立公営 社会福祉協議会 地域運営委員会	8,400 2,183 4,029	38.8% 10.1% 18.6% 6.4%	市町村が直営している 半数は行政からの委託(1146か所) 多くが行政からの委託(2575か所)	20 19 153 13	5.3% 5.0% 40.6% 3.4%	市町村が直営している 行政からの委託(9か所)、補助(2か所)、代行8 か所) 行政からの委託(115か所)、補助(38か所) 行政からの委託(2か所)、補助(10か所)、なし
運営主体 公立公営 社会福祉協議会 地域運営委員会 父母会・保護者会	運江主体 公立公営 社会福祉協議会 地域運営委員会 父母会·保護者会	8.400 2.183 4.029 1.388	38.8% 10.1% 18.6% 6.4%	市町村が直営している 半数は行政からの委託(1146か所) 多が行政からの委託(2575か所) 行政からの委託が多い(8843か所) 私立保育園(1101か所)、私立幼稚園(308か所)保育園を除く社会福祉法人(1071か所)保護者等がつくるNPO法人(1441か所)民間企業(409か所)その他(977か所)	20 19 153 13	5.3% 5.0% 40.6% 3.4% 42.4%	市町村が直営している 行政からの委託(9か所)、補助(2か所)、代行8 か所) 行政からの委託(115か所)、補助(38か所) 行政からの委託(2か所)、補助(10か所)、なし (1か所) 私立保育園(109か所)、私立幼稚園(17か所) 保育園を除く社会福祉法人(25か所)保護者等 がつくるNPO法人(9か所) 民間企業(0か所) そ の他(3か所)
運営主体 公立公営 社会福祉協議会 地域運営委員会 父母会・保護者会 法人等	運江主体 公立公営 社会福祉協議会 地域運営委員会 父母会・保護者会 法人等	8.400 2.183 4.029 1.388 5.307	38.8% 10.1% 18.6% 6.4% 24.5%	市町村が直営している 半数は行政からの委託(1146か所) 多くが行政からの委託(2575か所) 行政からの委託が多い(8843か所) 私立保育園(1101か所)、私立幼稚園(308か所)保育園を除く社会福祉法人(1071か所)保護者等がつくるNPO法人(1441か所)民間企業(409か所)その他(977か所)	20 19 153 13 160	5.3% 5.0% 40.6% 3.4% 42.4%	市町村が直営している 行政からの委託(9か所)、補助(2か所)、代行8 か所) 行政からの委託(115か所)、補助(38か所) 行政からの委託(2か所)、補助(10か所)、なし (1か所) 私立保育園(109か所)、私立幼稚園(17か所) 保育園を除く社会福祉法人(25か所)保護者等 がつくるNPO法人(9か所) 民間企業(0か所) そ の他(3か所)

註2) 設置率とは、小学校数と学童保育数の比較。

【資料-5】 鹿児島県内の放課後児童クラブ設置の推移表

		2003年	:		2007年	:		2009年	:		2010年			2011年	:		2012年			2013年	
±m++#	学童保	小学校	和黑赤	学童保	小学校	机里去	学童保	小学校	机黑齿	学童保	小学校	=九里 - 広	学童保	小学校	机黑壶	学童保	小学校	机黑壶	学童保	小学校	- 九里士
市町村名	育数	数	設置率	育数	数	設置率	育数	数	設置率	育数	数	設置率	育数	数	設置率	育数	数	設置率	育数	数	設置率
鹿児島市	57	80	71.3%	71	80	88.8%	78	80	97.5%	79	80	98.8%	90	80	112.5%	94	80	117.5%	98	78	125.6%
鹿屋市	17	31	54.8%	18	31	58.1%	18	31	58.1%	20	31	64.5%	21	28	75.0%	21	28	75.0%	21	25	84.0%
枕崎市	3	5	60.0%	3	5	60.0%	3	5	60.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	7	5	140.0%
阿久根市	6	9	66.7%	7	9	77.8%	6	9	66.7%	6	9	66.7%	7	9	77.8%	8	9	88.9%	8	9	88.9%
出水市	6	14	42.9%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	11	14	78.6%
指宿市	8	12	66.7%	10	12	83.3%	14	12	116.7%	14	12	116.7%	14	12	116.7%	9	12	75.0%	10	12	83.3%
西之表市	1	12	8.3%	1	11	9.1%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	12	16.7%	2	11	18.2%
垂水市		8		1	8	12.5%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%
薩摩川内市	8	47	17.0%	9	47	19.1%	11	46	23.9%	14	45	31.1%	15	45	33.3%	15	38	39.5%	17	36	47.2%
日置市	7	19	36.8%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	12	19	63.2%	12	19	63.2%
曽於市	10	20	50.0%	13	20	65.0%	13	20	65.0%	12	20	60.0%	10	20	50.0%	10	20	50.0%	14	20	70.0%
霧島市	21	34	61.8%	23	34	67.6%	27	34	79.4%	30	34	88.2%	31	35	88.6%	30	35	85.7%	34	35	97.1%
いちき串木野市	3	10	30.0%	4	10	40.0%	4	10	40.0%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	10	9	111.1%
南さつま市	6	22	27.3%	6	22	27.3%	7	22	31.8%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	16	43.8%
志布志市	9	18	50.0%	10	18	55.6%	9	17	52.9%	13	17	76.5%	15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	16	100.0%
奄美市	6	21	28.6%	8	21	38.1%	7	21	33.3%	6	21	28.6%	6	21	28.6%	8	21	38.1%	7	21	33.3%
頴娃町 南	5	7	71.4%	5	7	71.4%															
川辺町 九	2	7	28.6%	5	7	71.4%	9	21	42.9%	10	21	47.6%	22	21	104.8%	20	21	95.2%	18	21	85.7%
知覧町 州	4	7	57.1%	2	7	28.6%															
大口市「伊佐市」	3	11	27.3%	6	11	54.5%	- 11	16	68.8%	11	16	68.8%	11	16	68.8%	11	15	73.3%	12	14	85.7%
菱刈町 '		5		4	5	80.0%															
姶良町 姶	4	8	50.0%	5	8	62.5%	7	8	87.5%												
加治木町良	4	5	80.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%	. 15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	18	88.9%	17	16	106.3%
蒲生町 市	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	3	66.7%								ļ				
三島村		4			4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
十島村		7			7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%
長島町		11		2	11	18.2%	3	11	27.3%	7	11	63.6%	7	11	63.6%	5	11	45.5%	5	10	50.0%
さつま町	7	15	46.7%	4	15	26.7%	4	15	26.7%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%
湧水町	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%
南大隅町	1	11	9.1%	2	11	18.2%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	2	100.0%
肝付町	1	7	14.3%	6	7	85.7%	2	7	28.6%	6	7	85.7%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%
錦江町	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%
東串良町		2	00.00	2	7	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
大崎町	2	7	28.6%	3		42.9%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%
南種子町 山種子町	1	8 7	12.5%	1	8 7	12.5%	0	8 7	12.5%	0	8 7	12.5%	0	7	12.5%	1	7	12.5%	7	7	12.5%
中種子町				4	9	11 10	1	9	0.0%						0.0%		 	14.3%	1	9	100.0%
屋久島町 + 和村		9 5	w.komonomonomonomonomo	11	5	11.1%	0	5	11.1%	0	9	11.1%	0	9	11.1%	0	5	11.1%	1	4	11.1% 25.0%
大和村 宇検村		4			4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
瀬戸内町		16	o r	1	16	6.3%	1	12	8.3%	1	15	6.7%	1	14	7.1%	1	14	7.1%	1	13	7.7%
龍郷町		7			7	0.370	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%
喜界町		9	····		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	2	50.0%	2	2	100.0%
<u> </u>	2	9	22.2%	2	9	22.2%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%
天城町	-	6	~~. ~ N		6	~~.C/U	0	6	0.0%	1	4	25.0%	1	6	16.7%	2	6	33.3%	2	6	33.3%
伊仙町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	1	8	12.5%
和泊町		4	12.0/0		4	12.0/0	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%
知名町		5			5		0	5	0.0%	0	5	0.0%	1	5	20.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%
<u> </u>	1	3	33.3%	1	3	33.3%	1	3	33.3%	1	3	33.3%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%
. mm.n.1		J	00.0/0	<u>'</u>		00.070	<u>'</u>	J	00.070	<u>'</u>	J	00.0 <i>/</i> 0	<u> </u>	J	00.7/0	-	"	00.7/0		J	00.770
計	214	610	35.1%	273	606	45.0%	291	580	50.2%	315	574	54.9%	345	571	60.4%	346	560	61.8%	377	535	70.5%
ρl	214	010	30.170	2/3	000	40.0%	291	380	JU.Z%	313	5/4	04.970	340	0/1	00.4%	340	300	01.070	3//	555	70.0%

【資料-6】 公的責任に関して、① 市町村の実施責任の状況(全国と鹿児島県の比較)

市町村の実施責任の状況(全国	と鹿児島県	の比較)							
	2010年	2011年	2012年	2013年		2010年	2011年	2012年	2013
市町村の関与の仕方	割合	割合	割合	割合	市町村の関与の仕方	割合	割合	割合	割台
公立公営で実施	41.3%	40.5%	40.2%	40.1%	公立公営で実施	4.8%	3.5%	3.8%	
委託事業 #	35.3%	34.9%	35%.1	35.0%	委託事業 "	63.9%	63.5%	68.2%	6
補助事業 〃	10.8%	10.9%	11.9%	11.9%	補助事業 "	22.9%	22.9%	19.1%	20
指定管理者制度 "	9.8%	10.7%	10.3%	10.3%	代行·指定管理者制度 "	3.2%	2.6%	2.6%	2
補助なし "	1.0%	1.1%	1.0%	1.1%	補助なし "	3.5%	5.5%	4.9%	4
その他	1.8%	1.9%	1.5%	1.6%	その他	1.9%	2.0%	1.4%	3
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100
全国学童保育連絡協議会、2013年調査)					(鹿児島県実施状況、2013年調査)				

② 2013年5月1日現在学童保育実施調査/鹿児島県内児童クラブの運営形態

運営形態		201	0年	201	1年	201	2年	201	3年
理呂 形思		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
公 営		15	4.8%	12	3.5%	13	3.8%	20	5.3%
公社社会福祉協議会	委託	9	2.9%	8	2.3%	8	2.3%	9	2.4%
公社社会福祉協議会	補助	1	0.3%	2	0.6%	0	0.0%	2	0.5%
公社社会福祉協議会	代行	10	3.2%	9	2.6%	7	2.0%	8	2.1%
運営委員会	委託	90	28.6%	107	31.0%	107	30.9%	115	30.5%
運営委員会	補助	21	6.7%	29	8.4%	31	9.0%	38	10.1%
運営委員会	代行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
父母会(保護者会)	委託	1	0.3%	3	0.9%	0	0.0%	2	0.5%
父母会(保護者会)	補助	9	2.9%	7	2.0%	9	2.6%	10	2.7%
父母会(保護者会)	補助無	2	0.6%	3	0.9%	2	0.6%	1	0.3%
父母会(保護者会)	代行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
法人	委託	101	32.1%	101	29.3%	121	35.0%	119	31.6%
法人	補助	41	13.0%	41	11.9%	28	8.1%	27	7.2%
法人	補助無	9	2.9%	16	4.6%	15	4.3%	14	3.7%
法人	代行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他		6	1.9%	7	2.0%	5	1.4%	12	3.2%
		315	100.0%	345	100.0%	346	100.0%	377	100.0%

※運営委員会とは、地域の役職者(学校長、自治会長、民生・児童委員など)と父母会(保護者会)の代表などで構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式

※委託:学童保育運営者と契約を交わし、国県補助金により運営。 補助:学童保育運営者と契約は交わさず、運営費の一部を国県補助金で助成す

※代行は、「指定管理者制度」を含む

③ 2013年5月1日現在学童保育実施調査/鹿児島県内児童クラブの開設場所

	201	0年	201	1年	201	2年	201	3年
開設場所	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
学校敷地内の学童保育専用施設	31	9.8%	31	9.0%	38	11.0%	48	12.7%
校舎内の学童保育専用施設	2	0.6%	1	0.3%	7	2.0%	0	0.09
余裕教室(空き教室)を利用	32	10.2%	38	11.0%	29	8.4%	52	13.8%
余裕教室以外の学校施設を利用	3	1.0%	2	0.6%	2	0.6%	2	0.5%
児童館・児童センター内	9	2.9%	11	3.2%	11	3.2%	11	2.9%
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	52	16.5%	49	14.2%	52	15.0%	49	13.0%
公民館内	7	2.2%	13	3.8%	8	2.3%	8	2.1%
公立保育所内	5	1.6%	4	1.2%	2	0.6%	3	0.8%
公立幼稚園内	1	0.3%	2	0.6%	1	0.3%	1	0.3%
その他の自治体の所有の施設内	10	3.2%	11	3.2%	16	4.6%	18	4.8%
社会福祉協議会や公社等が設置した施設内	2	0.6%	0	0.0%	3	0.9%	2	0.5%
私立保育園内	96	30.5%	105	30.4%	106	30.6%	111	29.4%
その他の社会福祉法人が設置した施設内	9	2.9%	10	2.9%	7	2.0%	13	3.4%
父母が建てた専用施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
アパート・マンションの一室を利用	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
民家を借用	14	4.4%	19	5.5%	23	6.6%	18	4.8%
神社・寺院を利用	2	0.6%	2	0.6%	1	0.3%	3	0.8%
町内会・自治会・団地の集会所	3	1.0%	6	1.7%	3	0.9%	4	1.19
その他	37	11.7%	41	11.9%	37	10.7%	34	9.0%
	315	100.0%	345	100.0%	346	100.0%	377	100.09
						(鹿児島県	実施状況、20	13年調査)

【資料-7】 登録児童(学年別)と規模別の学童保育の推移

学年別入i	新児童数の 打	佳移										
		全国	調査(全国学	童保育連絡協	協議会調べ)		鹿児島県(鹿県児童クラブ連絡協議会調べ)					
	2003年調査 2007年調査 2010年調査 2011年調査 2012年調査 2013年調査						2003年調査	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査	2013年調査
1年生	38.4%	35.9%	35.2%	34.6%	34.0%	310,669(35.0%)		37.9%	40.2%	38.2%	36.6%	4,948(36.7%)
2年生	31.4%	31.4%	31.2%	30.8%	30.5%	263,545(29.7%)		29.8%	30.1%	30.2%	30.7%	3,833(28.4%)
3年生	22.0%	22.9%	23.2%	23.2%	23.4%	203,322(22.9%)		21.0%	19.4%	20.5%	20.7%	2,862(21.2%)
4年生	4.2%	5.5%	6.0%	6.6%	7.1%	63,916(7.2%)	Pacco	5.9%	6.4%	6.8%	7.1%	1,018(7.6%)
5年生	1.9%	2.4%	2.6%	2.8%	2.9%	27,858(3.1%)		2.7%	1.8%	2.5%	2.8%	492(3.7%)
6年生	1.1%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	16,356(1.8%)		1.2%	1.1%	1.2%	1.6%	281(2.1%)
その他	1.0%	0.5%	0.3%	0.4%	0.4%	3,087(0.3%)	0000	1.6%	1.0%	0.8%	0.5%	42(0.3%)
総 計	538,100	744,545	804,309	819,622	846,919	888,753(100%)		9,866	10,847	11,875	12,094	13,476(100%)

鹿児島県	入所児童教	めの規模 (学	童保育数)								
児童数	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査	2013年調査	2007年比較					
9人以下	12(4.4%)	19(6.0%)	23(6.7%)	19(5.5%)	25(6.6%)	2.2%					
10人-19人	61(22.3%)	58(18.4%)	70(20.3%)	63(18.2%)	60(15.9%)	-6.4%					
20人-39人	98(35.9%)	118(37.5%)	130(37.7%)	140(40.5%)	138(36.6%)	0.7%					
40人-49人	47(17.2%)	55(17.5%)	49(14.2%)	63(18.2%)	71(18.8%)	1.6%					
50人-70人	47(17.2%)	60(19.0%)	67(19.4%)	52(15.0%)	71(18.8%)	1.6%					
71人-99人	5(1.8%)	5(1.6%)	5(1.4%)	9(2.6%)	10(2.7%)	0.9%					
100人以上	3(1.1%)		1(0.3%)		2(0.5%)	-0.6%					
合計	273(100%)	315(100%)	345(100%)	346(100.0%)	377(100%)						
		(鹿児島県児童クラブ連絡協議会調査、2013年5月)									

【資料-8】 補助金-保育所との比較

学童保育への補助金は少な	童保育への補助金は少ない(運営費総額は307億円)										
学童保育(2012年 補助金総額は307		私立保育所(2012年 国の補助金は約3,9	私立保育所と比べ て学童保育は								
施設数	2万843か所	施設数	1万1794か所	約1.77倍							
入所児童数	約85万人	入所児童数	約121万人	約1.4分の1							
指導員数	約8万人	保育士数	約19万人	約2.4分の1							
1施設当たりの国庫支出額	約134万円	1施設当たりの国庫支出額	約3359万円	約25分の1							
児童1人当たり予算額	約3万2800円	園児1人当たり予算額	約32万7440円	約10分の1							

- *公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。保育所の施設数等は2010年調査。
- * 1 施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

●埼玉県内の民間学童保育所の運営費の例●

児童数45名 正規指導員2名+パート3人で常時4人

正規指導員は勤続20年目と4年目

保育料(おやつ代月2000円含む)

		費目	金額	
		市からの委託金	605.7	万
		市からの家賃補助	114.0	万
4		保育料収入	644.5	万
7	\	事業収入・雑収入	32.8	万
		収入合計	1397.0	万
		正規指導員人件費	632.8	万
		福利厚生費	113.0	万
		パート人件費	293.8	万
		水道光熱費	15.1	万
		消耗品費・教材・備品費	17.4	万
3	,	おやつ代	94.2	万
1	L L	通信費	8.9	万
1 "	ч	施設費(家賃・修繕費)	149.0	万
		指導員研修費	5.2	万
		管理費(会計等委託料)	45.7	万
		児童の保険料	6.1	万
		行事費•活動費	24.8	万
		支出合計	1406.0	万

赤字分は翌年に繰り越し

設備の整備要件の有無と「設備がない」状況 ()内は%

施設・設備	設備要件あり	専用設	備がある
/地設 * 設 / 開	(自治体調査)	設備がない	専用設備がある
1 生活室	190 (88.8)	3.5%	86.6%
2 遊戯室・プレイルーム	179 (83.6)	42.8%	27.6%
3 トイレ	167 (78.0)	0.0%	57.3%
4 ロッカー	164 (76.6)	1.7%	95.3%
5 台所整備	163 (76.2)	17.0%	64.3%
6 事務室・事務スペース	160 (74.8)	18.2%	62.6%
7 静養室	149 (69.6)	33.9%	48.5%
8 手洗い場	147 (68.7)	1.6%	66.8%
9 冷暖房器具	137 (64.0)	8.7%	82.0%
10 電話	130 (60.7)	3.3%	83.5%
11 冷蔵庫	130 (60.7)	2.0%	87.4%

(全国学童保育連絡協議会の2012年実態調査「個別調査」より)

【資料-9】放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

〇厚生労働省令第63号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の8の2第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成26年4月30日

厚生労働大臣 田村憲久

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(趣旨)

- 第1条 児童福祉法 (昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準 (以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
- 一 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)に従事する者及びその員数について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の規定による基準
- 二 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町 村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの
- 2 設備運営基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第3条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

- 第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

- 第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

- 第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び 技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

- 第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

- 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければ ならない。
- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科 又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第2項の規定により大学院 への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研 究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当 する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が 適当と認めたもの

- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

- 第 14 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 五 利用定員
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 事業の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第 15 条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第 17 条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に

従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法 第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

- 第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
- 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

こどもの発達に関する学習会 平成26年度

参加ご希望の方は、各実施日の申込機期間に電話又はFAXでお申し込みください。 こどもの発達に関する学習会を下記の内容で実施します。

※託児は予約制で受け付けます。

※先着70名まで申し込みを受け付けます。

時間:午前10時~11時30分

10月14日~20日 8 **9**B 88 \Box 6月6日~11 中込期間 7月4日~ 9月1日~ 10月1日~ 会場 国分公民館 国分公民館 国分公民館 国分公民館 国分公民館 国分公民館 国分公民館 大研修室 大研修室 人会議室 大会議室 大会議室 人会職室 大会議室 題児島県子ども総合旅館センター 村岡 伸祥先生 ワインサポートセンター国公 大野ひとみ先生 貴仁先生 育子先生 牧之原養護学校教諭 幾田 繿 療育支援対策監 作業療法士 陽だまり 子どもの行動の見方、考え方、接し方 子どもの行動の見方、考え方、接し方 子どもの行動の見方、考え方、接し方 ○特性の理解と関わり方の基本○ かのだの発達と感覚院のについて (家庭学習を中心に) ① (家庭学習を中心に) ② ~が開催~就治まで~ 一乳幼児期一 80 学童期の支援について 学童期の支援について 過 46~ 発達障害とは? K 10月10日 **9**E 9月12日 6月13日 7月11日 10月22日 11月26日 (祖 (母) 8 3 8 (#) 多 皿 11月 0 0 0 0 0 0 0

あるみ 緊急を行びも発達サポートセンター 申込先

電話でお申し込みの場合

0995-64-0925 (直函)

0995-45-5111 (内蔵4310・4311) 連絡先、受講内容(日程)をお伝えください。

-64 - 0951FAXでお申し込みの場合 0995

* 験画の様式をお使いください

◆鹿児島県内の児童クラブ(学童保育所)

祉事務所		施設名	郵便番号		住所2	電話番号
		寿学童育成クラブ		鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
		第2寿学童育成クラブ		鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
		にしはら学童育成クラブ		鹿屋市西原1丁目5-16		0994-45-5215
		ことぶき北学童育成クラブ		鹿屋市寿3-7-19		0994-45-6822
		わかば児童クラブ		鹿屋市寿4-8-14		0994-44-5234
		西原台学童育成クラブ		鹿屋市今坂町12405-47		0994-44-657
		鹿屋学童育成クラブ		鹿屋市大手町11−17		0994-42-266
		花岡児童育成クラブ		鹿屋市花岡町4043		0994-46-376
		二葉児童クラブ		鹿屋市西原1丁目16-4		0994-44-610
		第1こばと児童クラブ		鹿屋市川西町4801		0994-42-285
		第2こばと児童クラブ		鹿屋市川西町4801		0994-42-285
		笠之原児童育成クラブ		鹿屋市笠之原町46-15		0994-42-291
		和光児童クラブ		鹿屋市横山町1566		0994-48-293
		はらい川児童クラブ		鹿屋市祓川町4498		0994-42-225
鹿		エンゼル児童クラブ		鹿屋市札元2-3721-1		0994-43-935
屋		南部幼稚園学童クラブ		鹿屋市下堀町9579-1		0994-44-685
市 •		吾平児童クラブ		鹿屋市吾平町上名7681		0994-58-822
IŦ		いずみ幼稚園学童クラブ		鹿屋市吾平町上名6368-2		0994-58-689
属		細山田保育園わんぱく児童クラブ		鹿屋市串良町細山田4833-4		0994-62-202
福		正徳仲良しクラブ		鹿屋市串良町岡崎3445-2		0994-63-218
扯		上小原児童クラブ		鹿屋市串良町上小原2621-3		0994-63-365
事	22	光明児童クラブ	893-0201	鹿屋市輝北町上百引3989		099-486-056
务		寿敬心学童育成クラブ		鹿屋市寿5-24-16		0994-42-298
斤	24	児童育成クラブラビット館	893-0023	鹿屋市笠之原町6-1		0994-42-407
	25	青葉・豊栄児童クラブ	893-1613	肝属郡東串良町川西1902番地		0994-63-553
		垂水児童クラブ		垂水市田神144番地		0994-32-565
		高山学童クラブ		肝属郡肝付町高山前田3839		0994-65-130
		内之浦放課後児童クラブ		肝属郡肝付町南方2643-1		0994-67-234
		恵心学童クラブ		肝属郡肝付町新富4990		0994-65-350
		あけぼの学童クラブ		肝属郡肝付町後田伊東9886-3		0994-65-381
		国見学童クラブ		肝属郡肝付町後田3342-1		0994-65-012
		高祐学童クラブ		肝属郡肝付町前田3971		0994-65-115
		根占学童ひまわりクラブ		肝属郡南大隅町根占川北1262		0994-24-534
		佐多放課後学童クラブ		肝属郡南大隅町佐多伊佐敷4018		0994-26-123
ŀ		たしろ学童クラブ		肝属郡錦江町田代川原275-1	川原保育園内	0994-25-203
ŀ		たけのこ学童クラブ		肝属郡錦江町大根占城元517-2	川水体自图的	0994-22-123
-		ひかり学童クラブ		肝属郡錦江町大根占城元4750-3)	0994-29-025
ŀ		めばえ学童クラブ		肝属郡錦江町大根占神川3141-2		0994-22-076
		可愛児童クラブ		薩摩川内市御陵下町4-30	可愛小内	0996-22-845
ŀ		永利児童クラブ		薩摩川内市百次959-5	永利小内	0996-22-532
-		水引児童クラブ		薩摩川内市水引町5349-1	/\/ ለነነ (ነ ነቦች	0996-26-237
ŀ		黒木わいわいクラブ		薩摩川内市祁答院町黒木185	黒木小内	0996-55-196
-		おかっこ児童クラブ		薩摩川内市宮里町3048-9	清水丘保育園内	0996-25-452
-		平佐西児童クラブ		薩摩川内市平佐町2934-1	パプテスト川内協会内	0996-22-825
ŀ				薩摩川内市平佐町2780-19	ハノハバ川内伽玄内	0996-20-051
-		平佐西児童クラブもちのき館 青山児童クラブ		薩摩川内市青山町4194	青山幼稚園内	0996-20-031
ŀ						
		亀山児童クラブ 金山のなのなり日帝 5000		薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-464
		亀山のびのび児童クラブ		薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-464
		川内幼稚園 児童クラブ		薩摩川内市平佐町3590-2	川内幼稚園	0996-20-128
產		市比野児童クラブ		薩摩川内市樋脇町市比野2805	市比野幼稚園内	0996-38-149
拏		育英児童クラブ		薩摩川内市中郷1丁目41-12		0996-22-218
ll 内		城上児童クラブ		薩摩川内市城上町4515	I be at .	0996-30-155
ני ק		樋脇白ゆり児童クラブ		薩摩川内市樋脇町塔之原3618-1	樋脇小内	0996-37-316
		東郷児童クラブ		薩摩川内市東郷町斧淵299-6		0996-42-174
可		里きらきら児童クラブ		薩摩川内市里町里1910		09969-3-28
۲ .		錦光こすもす少年クラブ		薩摩郡さつま町求名2735-7		0996-57-088
艮	19	恵光学童クラブ	895-2202	薩摩郡さつま町中津川1629		0996-57-084
† ·		えいしん児童クラブ	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城	屋地1546-3	090-9560-05
<u>H</u>	1	大川児童クラブ		阿久根市大川8287		0996-74-005
k	2	脇本児童クラブ	899-1131	阿久根市脇本8050-1		0996-75-033
ħ	3	阿久根学童クラブ	899-1615	阿久根市琴平町68-1	中央児童館	0996-72-316
	4	山下児童クラブ	899-1604	阿久根市山下963-17		090-6776-31
11		鶴川内児童クラブ		阿久根市鶴川内3310		0996-72-127
產	6	養護学童クラブ ガッツ		阿久根市赤瀬川2486-1	B&G体育館内	0996-72-360
畐 止		折多児童クラブ		阿久根市折口4352-1		090-5478-91
<u>.</u>		阿久根市社会福祉協議会		阿久根市鶴見町167		0996-72-380
务		出水児童クラブ		出水市麓町9-13 出水小内		0996-63-121
听		西出水児童クラブ		出水市西出水町1050		0996-63-824
		第2西出水児童クラブ		出水市西出水町1008番地		0996-63-821
		東出水児童クラブ		出水市上鯖渕1866	東出水小学校内	0996-63-613
		米ノ津児童クラブ		出水市下知識町1584	米ノ津小学校内	0996-67-480
ŀ		米ノ津東児童クラブ		出水市下鯖町630-2	-1 (十-1-) 丁 (人) [0996-67-597
ŀ		児童クラブ まなづる		出水市下編明630-2 出水市文化町991-2		0996-63-824
-		あいぽーと		出水市文化町991-2 出水市住吉町32-38		0996-79-397
ŀ		しもづる児童クラブ		出水市任吉町32-38 出水市高尾野町下水流2759-18		0996-79-397
		高尾野児童クラブ		出水市高尾野町下水流2759-18	慈光幼稚園内	0996-82-082
-						
		野田児童クラブ		出水市野田町上名6034-1	野田幼稚園内	0996-64-913
		川床保育園	099-1212	出水郡長島町川床981-2	社会福祉法人南嶺福	U990-8/-UU4

		ふれあい児童クラブ		伊佐市大口里1842-2 	みどり保育園内	0995-22-261
		山野児童クラブ 羽月児童クラブ		伊佐市大口大島1109 伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	
					シルバー人材センター	0995-22-116
		曽木児童クラブ 牛尾児童クラブ		伊佐市大口曽木1827-1 伊佐市大口木ノ氏1278-12		0995-25-215
		勝蓮寺学童保育クラブ		伊佐市菱刈町前目781		0993 22 098
		田中児童クラブ		伊佐市菱刈町重留1526-2	田中保育所内	0995-26-101
		伊佐市シルバー人材センター		伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	
	1	国分北児童クラブ		霧島市国分新町1332	フルバー 大利 ピング	0995-47-560
		青葉児童クラブ		霧島市国分重久2105-1		0995-45-780
		国分西児童クラブ		霧島市国分福島3-21-48		0995-48-808
		向花小児童クラブ		霧島市国分向花町16-14-6		0995-45-878
		ミルキー児童クラブ		霧島市国分中央5-2-7		0995-45-843
		ドリームクラブ		霧島市国分清水1-25-45		0995-46-078
		児童クラブユニコーン		霧島市国分中央2-4-3	ふれあいの郷2階	0995-47-352
		上小川児童クラブ		霧島市国分上小川884	15 HOUSE TO MILETE	0995-50-384
		ほのぼの児童クラブ しげひさのおうち		霧島市国分重久738-1		0995-47-109
				霧島市国分重久422-2		0995-45-104
	11	あおばキッズ児童クラブ		霧島市国分新町1366	青葉幼稚園	0995-47-781
	12	にじの橋学童クラブ	899-4332	霧島市国分中央4丁目20-22		0995-45-108
	13	国分南児童クラブ		霧島市国分下井2109-1		0995-47-352
	14	天降川児童クラブ	899-4322	霧島市国分福島1丁目1-25-1	こどもセンター内	0995-47-157
	15	新光保育園学童クラブ		霧島市国分新町1丁目17-3	(新光保育園)	0995-45-039
	16	白蓮学童クラブ		霧島市溝辺町竹子866		0995-59-236
		高陵寺学童クラブ		霧島市溝辺町有川508		0995-59-232
		陵南児童クラブ		霧島市溝辺町麓1244-1		0995-58-464
È		横川町放課後児童クラブ		霧島市横川町中ノ204		0995-47-028
5		至宝学童クラブ		霧島市横川町上ノ4503-1		0995-73-237
ī		わんぱくランド	899-6603	霧島市牧園町高千穂3617-406		0995-78-301
ł		牧園にこにこ学童クラブ		霧島市牧園町宿窪田1372-2		0995-76-136
		中津川児童クラブ		霧島市牧園町持松976		0995-79-277
ī	24	大窪児童クラブ	899-4201	霧島市霧島川北246		0995-57-020
	25	スジャータークラブ	899-4201	霧島市霧島田口807		0995-57-148
î	26	すめら学童クラブ	899-4201	霧島市霧島田口2512-6		0995-57-052
Į	27	とみくま児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝340		0995-43-851
ā E	28	宮内児童クラブ	899-5121	霧島市隼人町神宮3-4-1		0995-43-813
<u>.</u>	29	日当山児童クラブ	899-5115	霧島市隼人町東郷1-187		0995-42-800
ξ	30	小野児童クラブ	899-5101	霧島市隼人町小田2468-1		0995-43-664
Ť		姫城児童クラブ	899-5111	霧島市隼人町姫城1-249		0995-43-036
	32	クローバー保育園児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝2400-3		0995-43-367
	33	学童保育のびのび	899-4501	霧島市福山町福山4930-2	牧之原保育園内	0995-56-286
	34	福山児童クラブ	899-4501	霧島市福山町福山3150-1		0995-55-265
	1	加治木児童クラブ	899-5231	姶良市加治木町反土2955		0995-62-432
	2	柁城児童クラブ		姶良市加治木町仮屋町248		0995-62-566
		錦江児童クラブ		姶良市加治木町錦江町74		0995-62-603
		竜門児童クラブ		姶良市加治木町小山田1368		0995-62-111
		高井田児童クラブ		姶良市加治木町木田4872-2		0995-63-504
		おおぞら保育園		姶良市加治木町日木山1101-2		0995-63-507
		児童クラブ 第1風の子園		姶良市東餅田2608-1	建昌保育園内	0995-55-561
		児童クラブ 第2風の子園		姶良市東餅田2608-1		0995-55-561
		あすなろ児童クラブ		姶良市西餅田3397-5	興教寺保育園内	0995-65-217
		学習館		姶良市西餅田61-6		0995-66-081
		児童クラブけんぜん		姶良市池島町30-15		0995-65-850
		児童クラブスマイル		姶良市宮島町45-8		0995-65-209
		よねやま児童クラブ		姶良市鍋倉634-4		0995-66-026
		三船児童クラブ		姶良市永瀬41番地		0995-65-283
		山田児童クラブ		姶良市下名60		0995-65-253
		エミール児童クラブ		姶良市西餅田2803-1		0995-65-151
		おおぞら保育園(姶良)		姶良市西餅田3593-9		0995-73-719
		にしあいら児童クラブ		姶良市西姶良1丁目39-27		0995-73-638
		重富児童クラブ		姶良市平松5327		0995-73-739
		大楠児童クラブ		姶良市蒲生町上久徳2252番地	正注 小丝++	090-5742-88
		にしうら児童クラブ		姶良市蒲生町西浦815番地	西浦小学校内	090-2507-66
		速證児童クラブ		姶良郡湧水町川西800-1		0995-75-204
		栗野町児童クラブ		始良郡湧水町米永411-1 曽於吉士四町岩川6501	学昭伊本国	0995-74-181
		るんびにクラブ		曾於市大隅町岩川6591	党照保育園 	0994-82-167
		岩川学童クラブ		曽於市大隅町岩川5565 曽於市大隅町日野2242-1	岩川保育園	0004-00 000
		太陽の子クラブ カラーサンガクラブ		曽於市大隅町月野2243-1 曽於市大隅町月野3659-1	太陽の子保育園 正心保育園	0994-82-292 0994-82-330
		ガラー・サンパクラン げんきぼクラブ		曾於市大隅町坂元481-31	大隅北保育園	0554-02-330
ī		スジャータクラブ		音が 市 入隣町 坂 九 481 - 31 曽 於 市 大隅町 段 中 町	大隅中央幼稚園	
		楽習クラブ		ョルの人内の技中の 曽於市財部町南俣1-3	しゃら保育園	0986-72-022
'		来省グラク きらり南学童クラブ		ョルの別部の角接1-3 曽於市財部町南俣5229-3	きらり保育園	0986-72-022
:		末吉中央児童クラブ		自於印射部町角侯5229-3 曽於市末吉町二之方6257	末吉小学校内	0986-75-121
Ī		末百中央児里グラブ 諏訪児童クラブ		官於市末吉町二之万6257 曽於市末吉町深川12451-3	ヘロ小子IXM	0900-70-034
•				曾於市末吉町深川7222		
:		様児童クラブ		曾於市末吉町南之郷6761-1		
ā		徳元里グラン 柳迫児童クラブ		音		
-		柳垣児里グラン 岩北児童クラブ		ョ 10 元 元 回 沫 川 23 1 1 − 2 曽 於 市 末 吉 町 岩 崎 4 4 5 8 − 2		
5		なんごう放課後児童クラブ		自たの末日町石崎4438-2 曽於郡大崎町假屋1555-2		099-476-002
î Î		おおさき放課後児童クラブ		曾於郡入崎町版座1555-2 曾於郡大崎町仮宿1862		099-476-002
		ののでで放床後先里グラグ 学童寺子屋クラブ		ョバ都入崎町W伯1802 曽於郡大崎町菱田1293-5		099-477-156
	1 /	子里守丁屋クラク ちびっこ学童クラブ		自於都入崎町愛田1293-5 曾於郡大崎町野方6095-38		099-477-156

	1	新橋児童クラブ	899-7601	志布志市松山町新橋1564		099-487-2146
		泰野児童クラブ		志布志市松山町泰野547-1		099-487-8154
		尾野見児童クラブ		志布志市松山町尾野見41-1		099-487-9545
		志布志第1児童クラブ		志布志市志布志町帖6398	志布志小内	099-472-0544
志		志布志第2児童クラブ		志布志市志布志町帖6398	志布志小内	099-472-0544
布		香月児童クラブ		志布志市志布志町安楽188	10.11.00.11.1.1	099-472-1369
志市		安楽児童クラブ		志布志市志布志町安楽1769		099-472-0098
福		たちばな児童クラブ		志布志市志布志町内之倉3354-4	L	099-479-1200
祉		あゆみジュニアスクール		志布志市志布志町志布志1214		000 470 1200
事		伊崎田児童クラブ		志布志市有明町伊崎田8851		099-474-1851
務		有明児童クラブ		志布志市有明町野井倉1182		099-474-1850
所		太陽の子児童クラブ		志布志市有明町野井倉8547-4		099-474-1506
		蓬原児童クラブ		志布志市 有明町蓬原815		099-475-1921
		のがみ児童クラブ		志布志市有明町野神3143-2		099-475-1920
		宇都育心児童クラブ		志布志市有明町原田2298		099-475-0105
		串木野中央学童クラブ		いちき串木野市日出町11477		0996-33-3131
		橘学童クラブ		いちき串木野市浜ヶ城12283-3		0996-32-9886
い		照島学童クラブ		いちき串木野市照島5296-4		0996-32-3270
ち		学童クラブ「市来っ子」		いちき串木野市大里3731	市来保育園	0996-36-2166
ŧ		みのり学童クラブ		日置市東市来町養母13246-3	112KWHE	099-274-9416
串		フレンド		日置市東市来町湯田2231		099-274-0260
木		子どもの家学童クラブ		日置市伊集院町妙円寺1-64-1		099-273-5161
野市		わんぱく児童クラブ	230 2000			099-272-2670
. 111		太陽クラブ	899-2504	日置市伊集院町郡2056		099-273-1277
日		つつじが丘フレンドクラブ		日置市伊集院町麦生田2024-41		099-273-1160
置		清光学童クラブ		日置市伊集院町下谷口1899-3		099-273-4457
市		飯牟礼児童クラブ	230 2001			099-273-1632
福业		日吉放課後児童クラブ	899-3101	日置市日吉町日置3450-2		099-292-3279
祉 事		和田児童クラブ		日置市吹上町和田2116		099-296-3012
務		花田児童クラブ		日置市吹上町中原2847		099-296-2111
所		常楽寺児童クラブ		日置市吹上町湯ノ浦2592		099-296-2167
		村長の家児童クラブ		日置市吹上町湯之浦2758		099-299-3480
		伊作児童クラブ		日置市吹上町中原2847		099-296-2111
		万世学童クラブ		南さつま市加世田高橋2765		0993-53-3203
		内山田フレンドクラブ		南さつま市加世田内山田2397	キッズランド児童館	0993-52-3634
		サンユウ児童クラブ		南さつま市加世田武田17444-5	加世田保育園	0993-78-3090
		のびやかクラブ		南さつま市加世田宮原1206		0993-52-3021
南		もりもりクラブ		南さつま市加世田津貫6550		0993-55-2132
さ		阿多スクールキッズ		南さつま市金峰町宮崎4104-5		0993-77-0137
っ		妙見児童クラブ		枕崎市妙見町751	妙見保育園内	0993-72-0613
ま 市		別府児童クラブ		枕崎市別府西町136	別府保育園内	0993-76-2003
'''		わんばくクラブ		枕崎市中央町261	立神保育園内	0993-72-0315
枕		児童クラブわかば		南九州市知覧町郡16758-2	大心寺二葉保育園	0993-83-2228
崎		中央児童クラブキッズ		南九州市知覧町瀬世5383-8	70 J — X IN II II	0993-84-0628
市		明光児童クラブ		南九州市知覧町東別府20788		0993-85-3292
· 指		大徳寺児童クラブ		南九州市知覧町塩屋28883		0993-86-2027
宿		魚見児童クラブ		指宿市東方11018-11		0993-22-2830
市		げんきっず		指宿市岩本2808		0993-25-2020
		ひばり児童クラブ		指宿市十町543		0993-22-5254
Ш		こうこうクラブ		指宿市新西方725		0993-25-2861
辺		わんばくキッズ		指宿市十二町2338-5		0993-22-5558
· 指		池田児童クラブ		指宿市池田3880		0993-26-2116
宿		ひまわり会		指宿市西方4692-4		0993-25-2021
福		徳光児童クラブ		指宿市山川岡児ヶ水15-3		0993-35-0903
祉		たいせい児童クラブ		指宿市山川小川649-1		0993-35-2275
事 務		開聞児童クラブ童夢		指宿市開聞十町2807-3		0993-32-2100
務 所		川尻マンゴーくらぶ		指宿市開聞川尻5677		0993-32-2141
'/1		大川キッズクラブ		南九州市頴娃町別府6597-3		0993-38-0131
		青戸児童クラブ		南九州市頴娃町上別府4567		0993-39-0236
		九玉児童クラブ		南九州市頴娃町御領3450-2		0993-36-0595
		勝縁児童クラブCOSMOS		南九州市頴娃町郡11334-7		0993-36-0102
西之表市		榕城児童クラブ		西之表市西之表9786		0997-23-0217
		奄美小学童クラブ		奄美市名瀬久里町15-10	奄美小内	0997-53-1611
		名瀬小児童クラブ		奄美市名瀬永田町1-1		0997-52-0074
		あおぞら児童クラブ		奄美市名瀬小浜町14-1	伊津部小内	0997-52-0980
		学童クラブたんぽぽ		奄美市名瀬大字小宿900	小宿小内	0997-54-8845
奄美市		菜の花学童クラブ		奄美市名瀬西仲勝1201-3	大川小内	0997-53-4738
		第1ひまわりクラブ		奄美市名瀬朝日町31-2	1	0997-52-1288
		第2ひまわりクラブ	894-0061			0997-52-1299
		赤木名保育所内学童クラブ		奄美市笠利町大字外金久28-1		0997-63-0043
		笠利聖母保育園		奄美市笠利町大字笠利882		0997-63-8664
		伊仙児童クラブ		大島郡伊仙町大字伊仙3508		0997-86-2157
		にこにこキッズ		大島郡徳之島町亀津3334	亀津保育園	0997-83-2477
徳之島		なかよしトトロ		大島郡徳之島町亀徳1637番地1	亀徳保育園	0997-83-3232
事務所 福祉課		母間クラブ ペンギン村		大島郡徳之島町母間3900番地	3 PO PI- 13 PM	0997-84-1340
1曲11上11木		朝戸児童館		大島郡与論町朝戸1772番地		0997-97-4735
		なかよしクラブ		大島郡与論町茶花2002-1		0997-97-4696

	1 霧島市国分ひまわり園	899-4332 霧島市国分中央3丁目45-1	0995-45-8908
	2 国分ほのぼの児童デイサービス	899-4332 霧島市国分中央1丁目9-28	0995-45-1929
	3 大口市障害児学童クラブ ステップ	899-2521 伊佐市大口鳥巣357-2	健康センター内 0995-22-5308
障害児	4 障害児学童保育所ぱる	895-0072 薩摩川内市中郷町4708-1	サホ [°] ートソ [*] ーンサニーサイト*内 0996-20-6785
学童保	5 障害児学童てんとうむし	896-0013 いちき串木野市栄町19番地	090-1360-4698
育所	6 障害児学童保育所スクラム	890-0032 鹿児島市西陵1丁目45-3	099-283-6130
	7 どんぐりクラブ	890-0032 鹿児島市西陵3丁目23-7	090-3328-8229
	8 NPO法人デフネットかごしま学童保育	890-0015 鹿児島市草牟田町5-22	大和通信ビル1F 099-225-0615
	9 発達障害児支援通所事業所「あいぽーと」	899-0138 出水市住吉町32-38	0996-79-3976

◆鹿児島市児童クラブ一覧(2014年4月1日現在)

			1		
No	小学校区	児童クラブ名	₹	所在地	電話番号
1	川上小	川上		川上町314-4	099-244-8393
2	吉野小	吉野	892-0871	吉野町2445	099-244-6845
3	"	吉野第二	892-0871	吉野町3046-3	099-243-4466
4	"	吉野第三	892-0871	吉野町2677-1	099-243-1120
5	吉野東小	吉野東	892-0871	吉野町5203	099-243-9771
6	"	吉野東第二	892-0871	吉野町6060-3	099-244-3121
7	"	吉野東第三	892-0871	吉野町6060-3	099-244-0087
8	大明丘小	大明丘	892-0872	大明丘一丁目5-20	099-244-3770
9	坂元小	坂元	892-0811	玉里団地三丁目45-1	099-220-7826
10	坂元台小	坂元台	892-0863	西坂元町58-2	099-248-3346
11	清水小	清水	892-0802	清水町8-15	099-248-1326
12	"	清水第二	892-0804	春日町9-12	099-248-4649
13	大龍小	大龍	892-0805	大竜町11-44	099-248-1320
14	山下小	山下	892-0847	西千石町15-5	099-227-2748
15	草牟田小	草牟田	892-0813	城山二丁目3-1	099-226-6356
16	原良小	原良	890-0023	永吉一丁目14-16	099-259-3832
17	明和小	明和	890-0024	明和二丁目1-1	099-281-2013
18	武岡小	武岡	890-0031	武岡二丁目30-1	099-281-6348
19	"	武岡第二	890-0031	武岡二丁目30-1	099-282-1881
20	武岡台小	武岡台	890-0031	武岡五丁目37-2	099-281-3757
21	西田小	西田	890-0042	薬師二丁目179-6	099-285-5403
22	"	西田第二	890-0042	薬師二丁目179-6	099-251-8171
23	武小	武	890-0045	武一丁目35-31	099-254-9462
24	"	武第二	890-0045	武一丁目35-31	099-255-2265
25	田上小	田上	890-0034	田上五丁目11-14	099-255-6336
26	"	田上第二	890-0034	田上五丁目12-1	099-258-3761
27	西陵小	西陵		西陵三丁目33-15	099-281-2136
28	"	西陵第二	890-0032	西陵三丁目33-15	099-281-2166
29	広木小	広木	890-0034	広木一丁目1-80	099-275-5353
30	"	広木第二	890-0034	広木一丁目4-1	099-265-2605
31	中洲小	中洲	890-0052	上之園町28-1	099-206-8650
32	荒田小	荒田	890-0054	荒田一丁目30-27	099-206-0166
33	八幡小	八幡	890-0056	下荒田三丁目25-1	099-254-9477
34	"	八幡第二	890-0056	下荒田三丁目25-1	099-258-9621
35	中郡小	中郡	890-0065	郡元二丁目4-6	099-254-4918
36	紫原小	紫原	890-0082	紫原二丁目24-2-1F	099-259-1335
37	"	紫原第二	890-0082	紫原二丁目24-2-2F	099-259-1337
38	西紫原小	西紫原	890-0082	紫原三丁目50-18-1F	099-285-6550
39	//	西紫原第二	890-0082	紫原三丁目50-18-2F	099-285-3810
40	鴨池小	鴨池	890-0067	真砂本町59-28	099-206-1110
41	宇宿小	宇宿		宇宿四丁目29-16	099-265-5584
42	向陽小	 白陽	890-0038	向陽一丁目14-1	099-265-3135
43	伊敷小	伊敷	890-0008	伊敷五丁目19-1	099-229-1870
44	花野小	花野	891-1204	花野光ヶ丘二丁目2-16	099-228-0491
45	西伊敷小	西伊敷	890-0002	西伊敷四丁目12-1	099-228-6488
46	伊敷台小	伊敷台	890-0007	伊敷台五丁目20-20	099-229-5160
47	ル ル ル	伊敷台第二	890-0007	伊敷台四丁目20-1	099-220-6020
48	玉江小	玉江	890-0005	下伊敷一丁目35-1	099-220-5721
49	下江小,		890-0005	下伊敷一丁目44-21	099-228-2882
50	" 小山田小	小山田	891-1231	小山田町9398	099-228-2882
51	犬迫小		891-1205	犬迫町5853-1	099-238-0051
52	皆与志小	生	891-1206	皆与志町4351	099-238-0031
53	東桜島小		891-1206	東桜島町17	099-238-2004
54					
-	谷山小	谷山 公山田明 <u></u>	891-0141	谷山中央一丁目4389 - ハ-1F 公山中央一丁目5027 - 2	099-267-6523
55	"	谷山円明庵	891-0141	谷山中央一丁目5027-3	099-269-3669
56	"	谷山第三	891-0141	谷山中央一丁目4389ーハ-2F	099-260-0131

57	西谷山小	西谷山	891-0116	上福元町6651-1	099-267-5616
58	東谷山小	東谷山	891-0112	魚見町123-7	099-268-6700
59	"	東谷山第二	891-0113	東谷山二丁目21-24	099-269-8882
60	和田小	和田	891-0143	和田一丁目33-26	099-267-4134
61	錦江台小	錦江台	891-0144	下福元町9236-5	099-261-9668
62	"	錦江台第二	891-0145	錦江台一丁目70-1	099-262-2248
63	福平小	福平	891-0144	下福元町8019-4	099-262-3190
64	錫山小	錫山	891-0144	下福元町11528-7	099-263-2831
65	中山小	中山	891-0108	中山二丁目34-1	099-264-3415
66	"	中山第二	891-0108	中山二丁目34-1	099-264-3480
67	"	中山第三	891-0108	中山二丁目32-21	099-268-3141
68	桜丘西小	桜丘西	891-0175	桜ヶ丘二丁目30-17	099-264-2164
69	"	桜丘西第二	891-0175	桜ヶ丘二丁目35	099-264-7717
70	桜丘東小	桜丘東	891-0175	桜ヶ丘六丁目13-1F	099-275-2614
71	"	桜丘東第二	891-0175	桜ヶ丘六丁目13-2F	099-264-3220
72	星峯西小	星峯西	891-0102	星ヶ峯四丁目9-1	099-264-0006
73	"	星峯西第二	891-0102	星ヶ峯四丁目9-1	099-275-4110
74	星峯東小	星峯東	891-0102	星ヶ峯一丁目42-1	099-264-0645
75	宮川小	宮川	891-0103	皇徳寺台四丁目11-1	099-275-2642
76	皇徳寺小	皇徳寺	891-0103	皇徳寺台一丁目18-3	099-275-0350
77	吉田小	吉田	891-1301	西佐多町789-2	099-295-2603
78	本名小	本名	891-1304	本名町2738-1	099-294-3662
79	宮小	宮	891-1305	宮之浦町932-1	099-294-2777
80	本城小	本城	891-1303	本城町1696	099-294-1152
81	牟礼岡小	牟礼岡	891-1306	牟礼岡一丁目3-2	099-294-8905
82	桜洲小	桜洲	891-1418	桜島小池町55	099-293-2434
83	桜峰小	桜峰	891-1413	桜島松浦町355	099-293-3676
84	瀬々串小	瀬々串	891-0201	喜入瀬々串町3500	099-347-0081
85	中名小	中名	891-0202	喜入中名町976	099-345-0112
86	喜入小	喜入	891-0203	喜入町7108-1	099-345-1223
87	前之浜小	前之浜	891-0205	喜入前之浜町7076-2	099-343-0074
88	松元小	松元	899-2703	上谷口町927-1	099-278-0660
89	春山小	春山	899-2704	春山町1820-7	099-278-0085
90	石谷小	石谷	899-2701	石谷町1385-2	099-278-1145
91	郡山小	郡山	891-1105	郡山町2519-5	099-298-4010
92	南方小	南方	891-1103	川田町1415	099-298-7044

◆社会福祉法人及び学校法人等児童クラブ

No	校 区	法 人 名	施 設 名	Ŧ	所 在 地	電話番号
1	松原小	(学)大谷学園	大谷幼稚園	892-0832	鹿児島市新町2-7	099-223-6615
2	田上小	(学)永吉学園	田上幼稚園	890-0034	鹿児島市田上四丁目13-15	099-259-1133
3	伊敷小	(社福)伊敷福祉会	伊敷保育園	890-0008	鹿児島市伊敷七丁目8-20	099-229-8851
4	清和小	(社福)泉心会	竹之迫保育園	891-0105	鹿児島市中山町4943-3	099-268-9898
5	和田小	ı	ひまわり幼児学園	891-0143	鹿児島市和田1丁目29-10	099-268-2121
6	川上小	(社福)川上福祉会	城ケ丘保育園	892-0875	鹿児島市川上町3472	099-243-2932
7	清水小	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	同胞保育園	892-0819	鹿児島市柳町3-20	099-222-2654
8	名山小		保育所みなと大通り園	892-0816	鹿児島市山下町16-12	099-222-1776
9	清和小	(社福)愛和会	ペコちゃん保育園	891-0113	鹿児島市東谷山五丁目28-21	099-268-3081

別添

平成 24 年 12 月 18 日 鹿児島県県民生活局 青少年男女共同参画課

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)補助金における 「年間平均児童数」の考え方について

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)補助金の補助基準額の算出基礎となる「年間 平均児童数」について、下記のとおりとする。

53

1 国庫補助基準額の算出基礎となる「年間平均児童数」の考え方

厚生労働省の平成17年12月15日付けの事務連絡 (別紙のとおり)

- ① 年間平均児童数は、クラブにおける、年間を通じた平均的な登録児童数を算定する ものであり、登録児童は、クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者とする。
- ② このため、日常の生活において発生する塾や習い事あるいは疾病等による欠席日数を積み上げ、年間平均児童数の算定から除く必要はない。
- 2 「年間平均児童数」の具体的な算出方法等

上記1の考え方を踏まえて、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)補助金の計画 ・申請・実績報告に当たっては次のとおりとする。

- (1)「年間平均児童数」の考え方
 - ① 「年間平均児童数」は、「クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する登録児童 数」の年間平均を算定したものとする。
 - ② この「年間平均児童数」の算定に当たり、日常の生活において発生する塾や習い事あるいは疾病等による欠席日数を除く必要はない。
 - ③ 上記②以外の事由による欠席についても、やむを得ないと認められる場合は、欠席 日数を除く必要はない。
- (2) 具体的な算定方法

「年間平均児童数」の算定については、以下のいずれかの方法による。

- ア 年間の延べ登録児童数 (クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者) ÷ 年間開設日数
- イ 各月の基準日(※)の登録児童数 (クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者)の12か月合計÷12
 - ※ 基準日:毎月決まった日,例えば月の初日など
- 3 実績報告における利用実態の確認

各市町村においては、登録児童について、出席簿や欠席届、利用料の納付状況などにより、「継続的に利用する者」であることの確認に努め、対外的に説明できるようにしておくこと。

◆都道府県別の学童保育数と設置率 2013年

都道府県名	学童保育の ある市町村 数	学童保育数	公立小学校 数	未設置 校区数	設置率	学童保育の 入所児童数	低学年のな かの入所児 童の割合	待機児数
北海道	163	938	1,169	321	80.2%	38,724	26.6%	129
青森県	34	287	322	47	89.1%	11,077	30.7%	4
岩手県	31	294	370	111	79.5%	11,241	26.6%	30
宮城県	33	393	433	68	90.8%	16,411	25.9%	81
秋田県	24	224	236	54	94.9%	9,154	33.6%	24
山形県	34	272	308	75	88.3%	10,555	27.8%	2
福島県	51	350	487	144	71.9%	14,538	25.4%	64
茨城県	44	667	549	76	121.5%	26,466	28.6%	182
栃木県	26	478	391	75	122.3%	18,033	27.2%	32
群馬県	32	413	330	20	125.2%	17,850	25.7%	13
埼玉県	63	1,116	816	27	136.8%	49,640	22.5%	798
千葉県	54	946	837	89	113.0%	39,577	21.9%	431
東京都	55	1,708	1,304	63	131.0%	81,651	28.8%	1,526
神奈川県	33	837	860	115	97.3%	37,645	13.5%	358
新潟県	29	440	522	114	84.3%	17,340	28.2%	18
富山県	14	219	198	25	110.6%	13,469	40.3%	58
石川県	19	263	229	31	114.8%	10,792	31.4%	0
福井県	17	221	205	34	107.8%	7,342	31.4%	14
山梨県	24	218	191	16	114.1%	8,495	36.9%	9
長野県	67	422	379	37	111.3%	22,188	30.8%	5
岐阜県	41	370	374	61	98.9%	12,985	20.3%	67
静岡県	33	563	517	77	108.9%	21,871	20.3%	348
愛知県	54	1,026	980	194	104.7%	38,782	16.6%	400
三重県	29	297	414	127	71.7%	10,280	16.5%	1
滋賀県	19	276	231	32	119.5%	11,117	21.4%	61
京都府	26	434	416	66	104.3%	19,313	28.2%	65
大阪府	43	1,104	1,019	154	108.3%	47,752	19.2%	511
兵庫県	41	847	787	94	107.6%	34,474	21.8%	333
奈良県	34	254	211	11	120.4%	10,711	24.5%	37
和歌山県	28	182	275	88	66.2%	5,814	21.2%	59
鳥取県	17		139	15	98.6%	5,202	30.9%	1
島根県	17		229	54	89.5%	6,061	32.6%	70
岡山県	25		419	70	98.8%	15,020	25.3%	39
広島県	22		538	57	104.1%	20,313	26.4%	3
山口県	18		340	58	97.9%	11,315	30.5%	46
徳島県	19		250	49	59.6%	6,007	26.2%	4
香川県	15		183	19	115.8%	8,110	27.9%	112
愛媛県	20	232	332	127	69.9%	9,246	24.9%	9
高知県	. 22	138	253	81	54.5%	6,170	33.1%	15
福岡県	59	1,026	756	52	135.7%	45,079	29.2%	104
佐賀県	19	203	180	8	112.8%	7,820	32.4%	75
長崎県	20	318	377	138	84.4%	13,102	27.1%	19
熊本県	41	382	407	80	93.9%	14,579	27.4%	0
大分県	17	274	307	62	89.3%	10,344	28.6%	36
宮崎県	19	218	251	55	86.9%	7,496	24.2%	355
鹿児島県	40	377	572	219	65.9%	13,476	26.0%	154
沖縄県	27	398	273	63	145.8%	14,126	23.5%	242
合計	1612	21,635	21,166	3653	102.2%	888,753	24.2%	6,944

⁽注)学童保育のある自治体数、学童保育数と入所児童数、待機児童数は全国学童保育連絡協議会調査。2013年5月1日現在。

⁽注)公立小学校数、1~3年生の生徒数は文部科学省調べ。2012年12月1日現在。

⁽注)設置率は、公立小学校数と学童保育数を比較した割合。

◆地域の連絡協議会の連絡先(2013年11月現在)

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、41 都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。 各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

地域連協名	₹	住 所	電話番号
北海道学童保育	060-0806	札幌市北区北6条西6丁目2-12 第一山崎ビル	011-756-2800
連絡協議会	 		
札幌市学童保育 連絡協議会	060-0806	札幌市北区北6条西6丁目2-12 第一山崎ビル	011-738-7764
岩手県学童保育 連絡協議会	020-0122	盛岡市みたけ3-38-20岩手県青少年会館	019-681-0651
宮城県学童保育	983-0851	仙台市宮城野区紹ヶ岡5番地	
緊急支援プロジェクト	+	みやぎNPOプラザ内	
山形県学童保育 連絡協議会	990-0023	山形市松波2-6-15 コーポラス松波201	023-674-9782
福島県学童クラブ	960-8062	福島市清明町9-31	024-522-0605
連絡協議会	1	学童クラブ「清明っ子」気付	
茨城県学童保育 連絡協議会	312-0012	ひたちなか市馬渡2849-4 勝田子どもセンター内	029-274-9910
栃木県学童保育 連絡協議会	320-0031	字都宮市戸祭元町11-15	028-621-2105
群馬県学童保育	379-2152	前橋市下大島町444-3	027-266-6771
連絡協議会 埼玉県学童保育		さいたま市大宮区桜木町4-147-1	327 200 0771
	330-0854	産いたま印入呂区役不叫4-147-1 藤本ビル3F	048-644-1571
	+	船橋市本町3-4-3	
一十条宗子里休月 連絡協議会	273-0005		047-424-8102
東京都学童保育 連絡協議会	170-0004		03-5907-6101
三多摩学童保育	188-0004	西東京市西原町1-5-13-101	042-469-0711
神奈川県学童保育連絡協議会	231-0027	横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル201	045-662-9647
横浜学童保育	231-0027	横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル201	045-662-7244
川崎市学童保育 連絡協議会	213-0022	川崎市高津区千年792-4 学童ほいくオカリナ内	044-755-8843
新潟県学童保育連絡協議会	950-2022	新潟市西区小針2-12-1 丸山方	025-233-1994
富山県学童保育	931-8303	富山市米田42-1	076-438-3221
連絡協議会	331 0303	とよた学童クラブそらの家	070 430 3221
石川県学童保育 連絡協議会		金沢市昭和町5-13石川県平和と労働会館1F	076-234-1910
長野県学童保育	390-0802	松本市旭3-2-26 松本市学童保育連絡協議会内	0263-36-8556
連絡協議会	1	1444771至休月是相侧磁盘77	
岐阜県学童保育 連絡協議会	509-7201	惠那市大井町1058-11 恵那教育会館	0573-22-9722
静岡県学童保育	400 0000	静岡市葵区昭和町3-1	054 050 5415
連絡協議会	420-0033	静岡昭和ビル505	054-252-7115
愛知学童保育 連絡協議会	456-0006	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館	052-872-1972
		津市下弁財町津興1350	
	514-0805	洋巾ト升射可洋與1300 育生小学校内 学童保育くるみ会	059-226-6245
滋賀県学童保育連絡協議会	525-0028	草津市上笠5丁目5-37グリーンハイツB-103	077-535-5519
京都学童保育	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1100-1 京都福祉保育総合センター内	075-821-0700
大阪学童保育 連絡協議会	542-0012	大阪市中央区谷町7-2-2-202	06-6763-4381
兵庫県学童保育	650-0022	 神戸市中央区元町通6丁目7-9 秋毎ビル3F	078-360-2728
連絡協議会 奈良県学童保育 連絡協議会	632-0061		
連絡協議会	1	大田那温港町温港1570	
和歌山県学童保育	643-0004	有田郡湯浅町湯浅1570 学童保育しいのみクラブ内	0737-63-5548

鳥取県学童保育	680-0947	鳥取市卯垣2-657稲葉山小学校内元気っ子児童クラブ内	090-6836-7440		
連絡協議会		学習交流センター鳥取2階めだかクラブ内			
岡山県学童保育	700-0807	 岡山市北区南方2丁目13-1ゆうあいセンター内	090-3176-2735		
連絡協議会	700 0007	 	000 0170 2700		
広島県学童保育	730-0042	広島市中区国泰寺町2-5-27	082-247-4335		
連絡協議会	730 0042	大川ビル3F	002 247 4333		
山口県学童保育	742-0424	 岩国市周東町差川803 世良方	0827-84-1316		
連絡協議会準備会	742-0424	石画印向宋町左川003 世長力	0827-84-1310		
徳島県学童保育	773-0001	小松島市小松島町字高須36番地	0885-33-1172		
連絡協議会	773-0001	南小松島小学校内南小松島第二学童保育クラブ	0000-33-1172		
香川県学童保育	761-8076	高松市多肥上町 1-3山崎方	007 000 0220		
連絡会	/01-80/0	高松印多肥工町 一3山崎万	087-888-8332		
愛媛県学童保育	707 0010	西予市宇和町神領529-1	0004 60 0050		
連絡協議会	797-0016	トトロクラブ内	0894-62-0256		
こうち学童保育	700 0001	후로 보고 보다 이 이 이 사스 등에 나 이 보고	000 000 5000		
ネットワーク	783-0001	南国市日吉町2-3-28 社会福祉センター内2F	088-803-5228		
福岡県学童保育	005 0007		000 000 0000		
連絡協議会	805-0067	北九州市八幡東区祇園2丁目4-22	093-662-6000		
佐賀県	840-0901	佐賀市駅前中央1-8-32			
放課後児童クラブ連絡会	840-0901	i-スクエアビル3F			
長崎県学童保育	850-0047	長崎市銭座町5-22	005 040 0740		
連絡協議会	850-0047	風の子クラブ内	095-846-9748		
熊本県学童保育	004 4000	菊池市泗水町住吉2851	0000 00 7070		
連絡協議会	861-1203	ピノキオクラブ内	0968-38-7878		
大分市育成クラブ	070 0404	大分市南鶴崎3-3-1鶴崎小学校内	007 704 4740		
父母連絡会	870-0104	鶴崎校区児童育成クラブ	097-521-4512		
別府市					
放課後児童クラブ	874-0901	別府市光町15-15	0977-23-3801		
連絡協議会					
宮崎県学童保育					
連絡協議会	885-0086	都城市久保原町29−4五十市放課後児童クラブ内	0986-22-2110		
鹿児島県		霧島市国分重久2105-1	0005 47 7777		
児童クラブ連絡協議会	899-4301	青葉児童クラブ内	0995-45-7800		
沖縄県学童保育		浦添市伊祖4丁目6番7号			
連絡協議会	901-2132	沖縄県学童保育支援センター内	098-870-1838		
~ 11 100 100 100					

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい 全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員(指導員)が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト・学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県にある学童保育連絡協議会です。現在、41 都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、 市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、 指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、 会費と月刊誌の収入です。

【連絡先】〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13 TEL03(3813)0477 FAX03(3813)0765 E メール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催予定(2013年度開催予定)

会 場	日 程	会場	受講者数
北海道会場	6月15日(日)	札幌市・かでる2.7	355 人
東北会場(宮城)	11月22日(日)	仙台市・宮城学院女子大学	613 人
北関東会場(埼玉)	6月22日(日)	埼玉県上尾市・上上尾文化センター	1035 人
南関東会場(神奈川)	6月1日(日)	横須賀市・県立保健福祉大学	868 人
西日本会場 • 愛知会場	6月8日(日)	名古屋市・愛知高校	548人
西日本会場・広島会場	6月1日(日)	広島県・鈴峯女子短期大学	854 人
四国会場(香川)	6月29日(日)	高松市・高松テルサ	404 人
九州会場(福岡)	9月21日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ	970 人
			計 5647人

- ◆第 48 回全国学童保育研究集会の開催 (2012 年の第 47 回の埼玉での全国集会の参加者は 5798 人) 2013 年 10 月 5 日(土)~6 日(日) 岡山県 桃太郎アリーナ・岡山大学 (参加者は 4262 人) ※第 49 回は、岩手県で開催 (2014 年 10 月 11 日・12 日)
- ◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(1974年創刊、年間定期購読者4万2000人)
- ◆実態調査活動 ①学童保育数調査 (毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査 (最新は2012年) ③指導員の実態調査 (最新調査は2005年実施) ④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか
- ◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>
 - 2007 年 『よくわかる放課後子どもプラン』 (㈱ぎょうせい) 『2007 年 実態調査のまとめ』 『連絡協議会ハンドブック』 『学童保育情報 2007-2008』
 - 2008 年 『指定管理者制度は学童保育になじまない』 『学童保育情報 2008-2009』 『学童保育の拡充を求める 1 万 2000 人の声』 『学童保育の新設・分割の手引き』
 - 2009年『学童保育情報 2009-2010』『改定版 テキスト 学童保育指導員の仕事』
 - 2010年『発達障害児と学童保育』(全国学童保育連絡協議会編集協力) 『指導員の公的資格制度を求めて』『学童保育情報 2010-2011』
 - 2011年『学童保育情報 2011-2012』
 - 2012年『学童保育情報 2012-2013』
 - 2013 年 6434 『改訂版 学童保育ハンドブック』 (㈱ぎょうせい) 『学童保育情報 2013-2014』 『学童保育の実態と課題 2012 年版 実態調査のまとめ』 『私たちが求める学童保育の設置・運営基準 (改訂版)』
- ◆政府や国会、関係団体への陳情など
- ◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動 提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまと め、発表しています。

	<u> </u>			こピン・) 月下	<u></u>) 月 7	<u> </u>						2014	/05/0	2現仕				
		15月号			. = =			2013						2014	. = =				5月号比	.較
			4月号				8月号						2月号				T .	14-13	14-13	
北海道	552	545	635	640	653	649	663	735	666	665	665	668	668	668	220	170	▲ 50	▲ 415	▲ 470	
札幌市	401	371	364	378	363	359	358	355	357	355	358	358	357	354	364	337	▲ 27	0	▲ 41	札幌市
青森県	15	13	15	14	14	14	14	15	15	21	16	16	16	16	15	15	0	0	1	青森県
岩手県	1874	1912	1907	1932	1925	1913	1926	1923	1935	1932	1929	1931	1935	1935	1944	1957	13	37	25	岩手県
宮城県	31	65	92	116	106	123	106	106	116	111	108	110	115	110	113	141	28	21	25	宮城県
秋田県	68	68	68	68	68		68	68	68	67	66	66	66	66	67	67	0	A 1	A 1	秋田県
山形県	1250	1381	1371	1411	1522	1385	1408	1400	1370		1363	1365	1364	1361	1562	1645	83	191		山形県
				170			170	170		170		170	170		179					
福島県	139	166	171		170	170			170		170			170		161	▲ 18	8	▲ 9	
茨城県	382	379	386	382	384		387	387	386	386	386	386	384	383	383	363		A 3	▲ 19	
栃木県	1597	1506	1460	1526	1517	1511	1497	1471	1483	934	932	927	921	1068	996	991	▲ 5	▲ 464	▲ 535	栃木県
群馬県	1302	1253	1111	1269	1289	1258	1264	1271	1267	1258	1248	1248	1247	1232	1224	1201	▲ 23	113	▲ 68	群馬県
埼玉県	7971	7624	6779	7771	7599	7628	7623	7580	7482	7390	7334	7202	7179	7114	8035	7622	▲ 413	1256	▲ 149	埼玉県
千葉県	319	327	441	439	463	430	497	447	532	453	455	535	455	455	432	351	▲ 81	A 9	▲ 88	千葉県
都(23区)	602	539	572	580	569	551	554	553	559	550	555	555	555	555	530	336	1 94	▲ 42	▲ 244	都(23区)
三多摩	446	392	503	574	543	540	556	542	544	544	543	542	543	540	493	485	▲ 8	1 0	▲ 89	三多摩
神奈川県	1564	1525	1562	1567	1559	1554	1550	1556	1551	1565	1543	1543		1543	1591	1539		29	▲ 28	
横浜市	1663	1665	1636	1676	1667	1667	1650	1612	1596	1590	1578	1561	1561	1553	1736	1686	▲ 50	100		横浜市
川崎市	67	69	69	69	69	71	71	71	69	69	69	69	68	68	75	74		6	5	
新潟県	92	93		93	85		84	84	84	84	90	83	83	83	82	85	3	▲ 13	▲ 8	
富山県	112	118	117	118	113	111	110	110	107	106	104	101	100	99	109	108	▲ 1	▲ 8	▲ 10	
石川県	1432	1244	1001	1204	1201	1201	1236	1230	1228	1220	1222	1216	1215	1218	1315	1312	▲ 3	314	108	石川県
福井県	12	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	0	▲ 1	▲ 1	福井県
山梨県	14	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	0	0	0	山梨県
長野県	496	534	516	535	537	522	522	522	519	523	519	518	514	513	426	336	4 90	▲ 90	1 99	長野県
岐阜県	465	496	467	496	498	515	498	511	510	510	510	510	510	510	540	529	1 1	73	33	
静岡県	600	590	561	606	606	616	616	617	773	772	772	772	770	772	768	757	A 11	207	151	静岡県
愛知県	1808	1615	1608	1638	1630		1627	1633	1635	1647	1644	1645	1642	1642	1626	1589	▲ 37			愛知県
							ł											18	▲ 49	
三重県	1550	1638	1471	1643	1638		1640	1640	1643		1636	1635		1633	1710	1757	47	239	114	
滋賀県	1252	1402	1115	1429	1427	1428	1452	1439	1416		1389	1382	1380	1377	1389	1398		274	▲ 31	滋賀県
京都府	1159	1126		1170		1155		1137		1122	1138	1104		1089	1184	1092	▲ 92	324	▲ 78	
大阪府	3649	3383	3237	3578	3685	3751	3708	3643	3607	3927	3552	3529	3512	3463	3142	3051	▲ 91	▲ 95	▲ 527	大阪府
兵庫県	1182	1112	989	1117	1113	1074	1074	1085	1081	1076	1074	1060	1057	1054	1094	1036	▲ 58	105	▲ 81	兵庫県
奈良県	442	303	194	303	172	173	174	176	176	217	196	200	199	214	207	209	2	13	▲ 94	奈良県
和歌山県	84	92	92	93	92	92	92	92	92	93	93	93	93	93	98	107	9	6	14	和歌山県
鳥取県	192	229	222	230	229		231	233	233	234	233	233	233	233	233	243		11	13	鳥取県
島根県	16	17	19	19	19		19	19	18	18	18	18	18	18	18	18		▲ 1	▲ 1	島根県
岡山県	635	519		697	557	530		523	561	523	526	529		531	606	546	1	▲ 120		岡山県
-																				
広島県	330	330		330	330		330	330	330	330	330	300	300	300	300	300		▲ 30		広島県
山口県	37	39	42	39	39	39	38	38	37	38	38	38	38	38	27	34		▲ 15		山口県
徳島県	219	255		255	224		237	235	236	235	235	234	235	232	254	252		19	▲ 3	徳島県
香川県	22	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	19	▲ 2	1	▲ 2	香川県
愛媛県	115	96	110	101	101	101	101	99	99	99	99	99	99	99	97	86	▲ 11	▲ 13	▲ 15	愛媛県
高知県	84	80	86	87	87	88	88	88	88	88	88	88	88	88	89	84	A 5	3	A 3	高知県
福岡県	883	883	621	908	863	861	857	840	839	825	818	814	809	808	867	861	A 6	246	4 7	福岡県
佐賀県	99	98	99	98	98	106	106	106	105	105	105	105	135	105	105	104		6		佐賀県
長崎県	370	404		418	455		395	395	396	396	397	397	397	397	583	442		24		長崎県
-	148	163		169	170		168	168	167	407	168	169	170	171	171	149	.	11		熊本県
熊本県																				
大分県	29	27	31	32	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	31	▲ 1	1	▲ 1	
宮崎県	19	90		91	91	91	91	91	91	91	90	90	90	90	88	100		14	9	
鹿児島県	115	144	139	154	156	157	157	159	159	160	161	161	161	162	165	167	2	26	13	
沖縄県	1225	1249	1106	1256	1261	1228	1218	1207	1203	1187	1179	1178	1169	1161	1150			44	▲ 12	沖縄県
小計	39130	38219	36075	39541	39195	38927	38986	38796	38818	38578	37826	37637	38449	37467	38485	37217	▲ 1268	2410	▲ 2324	小計
取次計	1171	1169	1190	1158	1138	1147	1171	1166	1005	1545	1539	1532	1535	1525	1515	1599	84	325	441	取次計
合計	40301	39388	-			40074	40157		39823				39984		40000			2735	▲ 1883	合計
																	カワツト 1 -			+11

■=4&5月号部数に未確定と止め、あり